新規上場申請のための有価証券報告書
（Ｉの部）

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン

目次

頁

表紙
第一部　企業情報 …… 1
第１　企業の概況 …… 1
１．主要な経営指標等の推移 …… 1
２．沿革 …… 3
３．事業の内容 …… 5
４．関係会社の状況 …… 9
５．従業員の状況 …… 9
第２　事業の状況 …… 10
１．業績等の概要 …… 10
２．生産、受注及び販売の状況 …… 12
３．対処すべき課題 …… 13
４．事業等のリスク …… 14
５．経営上の重要な契約等 …… 18
６．研究開発活動 …… 18
７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 18
第３　設備の状況 …… 23
１．設備投資等の概要 …… 23
２．主要な設備の状況 …… 23
３．設備の新設、除却等の計画 …… 24
第４　提出会社の状況 …… 25
１．株式等の状況 …… 25
２．自己株式の取得等の状況 …… 41
３．配当政策 …… 41
４．株価の推移 …… 41
５．役員の状況 …… 42
６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 44
第５　経理の状況 …… 49
１．財務諸表等 …… 50
(1) 財務諸表 …… 50
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 93
(3) その他 …… 94
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 95
第７　提出会社の参考情報 …… 96
１．提出会社の親会社等の情報 …… 96
２．その他の参考情報 …… 96
第二部　提出会社の保証会社等の情報 …… 97
第三部　特別情報 …… 98
第１　提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表 …… 98
１．貸借対照表 …… 99
２．損益計算書 …… 101
３．株主資本等変動計算書 …… 102

第四部　株式公開情報 …… 123
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 123
第２　第三者割当等の概況 …… 125
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 125
２．取得者の概況 …… 128
３．取得者の株式等の移動状況 …… 129
第３　株主の状況 …… 130
［監査報告書］

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所　代表取締役社長　　清田　瞭　殿
【提出日】	平成26年２月26日
【会社名】	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
【英訳名】	Escrow Agent Japan ,Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　本間　英明
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目２番１号
【電話番号】	03-6703-0500
【事務連絡者氏名】	専務取締役　管理本部長　　久保内　隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目２番１号
【電話番号】	03-6703-0500
【事務連絡者氏名】	専務取締役　管理本部長　　久保内　隆

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月		平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月	平成25年２月
売上高	（千円）	668,460	898,449	1,167,326	1,128,838	1,169,722
経常利益	（千円）	74,712	146,430	147,217	184,903	299,399
当期純利益	（千円）	52,176	82,516	151,478	116,985	173,232
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数	（株）	4,300	4,300	4,300	4,300	4,300
純資産額	（千円）	270,601	353,117	481,431	598,417	771,650
総資産額	（千円）	438,443	557,977	768,213	728,641	1,025,078
１株当たり純資産額	（円）	62,930.51	82,120.37	123,080.12	1,546.98	2,015.18
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり当期純利益金額	（円）	12,134.04	19,189.87	37,025.16	316.18	468.20
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	61.7	63.3	59.3	78.6	72.7
自己資本利益率	（％）	21.3	26.5	37.5	22.8	26.3
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	－	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	141,734	344,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	3,380	△76,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△46,166	△7,627
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	311,747	571,916
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	（人）	46 (14)	57 (19)	98 (22)	88 (31)	80 (36)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．平成26年１月30日付で第１回新株予約権1,650個及び第３回新株予約権1,525個が権利行使されたことにより、発行済株式総数が3,175株増加し7,475株となっております。また、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、発行済株式総数は、747,500株となっております。

５．第２期及び第３期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第４期、第５期及び第６期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

６．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

７．第２期、第３期及び第４期については、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

８．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間平均人員（１日８時間換算）を（ ）にて外数で記載しております。

９．当社は、第５期及び第６期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第216条の２第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第２期、第３期及び第４期の財務諸表については監査を受けておりません。

10．第６期より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。

平成26年１月31日付で１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第５期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

11．上記４．のとおり、当社は、平成26年１月31日付で株式１株につき、100株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の１株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第２期、第３期及び第４期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第２期	第３期	第４期	第５期	第６期
決算年月	平成21年２月	平成22年２月	平成23年２月	平成24年２月	平成25年２月
１株当たり純資産額(円)	629.31	821.20	1,230.80	1,546.98	2,015.18
１株当たり当期純利益金額(円)	121.34	191.90	370.25	316.18	468.20
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額(円)	―	―	―	―	―
１株当たり配当額(円)	―	―	―	―	―

２【沿革】

平成19年４月東京都中央区において、不動産取引におけるエスクロー業務（注）を目的として資本金１億円で株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンを設立し、エスクローサービス事業を開始しました。

その後、平成20年１月に株式会社マザーズエスクロー（旧株式会社アイディーユー総合事務所。平成18年１月に株式会社マザーズエスクローへ商号変更。）を合併し、同社の不動産取引支援事業を引き継ぐことにより、当社におけるBPO事業が開始されております。

株式会社マザーズエスクローは、当社代表取締役社長の本間英明が不動産のネットオークションで取引された物件の調査を受託することを目的に平成16年７月に東京都千代田区に設立し、ネットオークションで取引された物件の調査業務に限らず、金融機関から住宅ローンに関する金銭消費貸借契約書面回収業務等、金融機関の業務の一部を受託することで業務を拡大しておりましたが、日本におけるエスクロー業務を提供するため不動産取引に関する支援業務については、当社で推進することとし、平成20年１月に株式会社マザーズエスクローを吸収合併しております。合併後、当社では、金融機関や不動産取引当事者のニーズに合わせて各種サービスの提供を行ってまいりました。

当社および株式会社マザーズエスクローの設立及び事業の沿革は、次のとおりであります。

〔株式会社マザーズエスクロー〕

平成16年７月	株式会社アイディーユー総合事務所として東京都千代田区に設立 「マザーズ・オークション」の不動産取引支援（不動産物件調査）を開始
平成18年１月	「株式会社マザーズエスクロー」に商号変更
平成18年10月	スルガ銀行株式会社より住宅ローンに関するクロージング業務、不動産物件調査業務の受託を開始
平成20年１月	株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンに吸収合併

〔株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン〕

平成19年４月	東京都中央区日本橋において株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンを設立
平成19年６月	抹消登記進捗管理システムサービスの開始
平成20年１月	株式会社マザーズエスクローを吸収合併
平成20年３月	住信SBIネット銀行株式会社より住宅ローンに関する不動産物件調査業務の受託を開始 人材派遣事業の開始
平成20年４月	登記書類作成システムサービスの開始
平成20年５月	業務依頼オペレーション管理システムのサービスを開始
平成20年12月	司法書士支援パッケージの提供開始
平成21年４月	エスクロー保証サービスの開始
平成21年５月	WebTV会議システムのサービスを開始
平成22年４月	エスクロー口座サービスを開始
平成22年７月	東京都中央区八重洲に本社を移転
平成24年１月	建物完成・引渡しサポートサービスを開始
平成25年６月	エスクロー保証サービスの終了
平成25年７月	業務継続DATA復旧サービスを開始

（注）　「エスクロー(escrow)」は、第三者寄託の意味であります。エスクロー業務は、不動産取引・金融商品の金銭信託等の取引において、中立的な第三者が取引の事務、履行の確認及び決済等を行うことによって、取引の安全を図るための制度として、米国カリフォルニア州において発祥し、米国にて広く利用されております。

当社は、「取引の安心と安全を支えるエスクローの基盤を構築し、合理的な利便性のある専門サービスの創出を目指す」ことを経営方針のひとつに掲げ、日本の不動産取引・金融商品（主に住宅ローン）取引において取引の安全を図るためのエスクロー業務を日本において実現すべく、ASP形態による取引の進捗管理システムの提供や金融機関の事務手続の受託、一連の不動産取引に付随する担保評価、登記手続き等に関連する事務手続きの代行を行っております。

３【事業の内容】

当社は、不動産及び金融業務における取引支援のノウハウを生かし、不動産及び金融業務において、関係者の業務を一貫して支援できるトータルなワンストップ専門サービスを目指しております。

具体的には、金融機関、司法書士(司法書士法人含む。以下、同じ。)及び不動産・建設業者といった金融取引・不動産取引に関わる関係者に対して、事務の合理化・効率化や事務の信頼性を向上させるための各種サービスを提供しております。

当社のサービスは、「エスクローサービス事業」と「BPO（注１）事業」にセグメント区分されております。

エスクローサービス事業では、不動産取引に関与する関係者に対して、取引に係る事務の信頼性を高めるためのシステムやIT化対応サービス、マイホーム建築工事に関して引渡しまでのサポートを行う建物完成・引渡しサポートサービス、取引の決済に係る安全性向上のためのエスクロー口座の提供を主に行っております。

また、BPO事業では、大手銀行や地方銀行、ネット銀行、モーゲージバンクその他事業会社のファイナンス子会社といった金融機関のローコストオペレーションニーズを背景として、当社の不動産及び金融業務における専門性を生かし、融資に係る事務の業務受託、人材派遣、不動産物件調査、金銭消費貸借契約締結に係る事務代行等(クロージング)を行っております。

なお、当社の事業セグメントについては、「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）財務諸表　注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

（１）エスクローサービス事業

不動産取引に係る関係者に対してASP(注２)形態での各種①システムの提供及び保守・管理サービスの提供、②建物完成・引渡しサポートサービス、③エスクロー口座の提供を主に行っております。

エスクローサービス事業における各業務内容は以下のとおりです。

①システム提供及び保守・管理サービスの提供

当社のシステムは、不動産取引によって生じる関係者の各種事務について信頼性を確保するためのシステムであります。主に司法書士を中心に、遠隔地での対応や大量の事務処理を適切かつ迅速に処理するためのシステム、オンライン登記に対応できるシステム、またこれらを複合した支援パッケージを提供しているほか、災害時におけるデータのバックアップ等に関するサービスを提供しております。

ASPについては、銀行から求められる案件の進捗情報管理や情報管理等に対応しており、これらのソフトウェアをインターネット経由でビジネスアプリケーションを提供しているほか、マルチテナント（注３）での利用が可能であるためソフトウェアやハードウェアの投資をする事無く利用を可能としております。

また、司法書士の内部統制構築の一環として業務のシステム化を支援しており、司法書士に対してITインフラの構築、ASPの運用及び保守等を行っております。

提供する主なサービスの内容は以下のとおりであります。

a.WebTV会議(ASP)システム

司法書士は、不動産取引を行う当事者の本人確認及び意思確認を行う必要があります。当事者が遠隔地にいる場合でも、WebTV会議システムを利用することで、非対面での取引が可能になり、取引の利便性・非対面での本人確認及び意思確認の安全性を担保することができます。

b.抹消登記進捗管理システム

司法書士に対し、金融機関より受託した抵当権抹消登記業務の進捗管理及び情報管理を行うシステムを提供しております。主な管理機能として、受託日、請求書送付日、入金日、登記申請日、法務局受理日、完了予定日、更正（補正日）を始めとする19の期日管理を行うシステムとなっております。

c.登記書類作成システム

司法書士に対し、登記のオンライン申請に対応した登記書類の作成システム（ソフトウェアの名称：サムポローニア）をOEM(注４)にて提供しております。

d.業務継続DATA復旧サービス

災害・障害時に、不動産権利登記システム内のDATA復旧を行います。DATA復旧を行うにあたり定時バックアップを取得する環境ソフトにより、最短１時間にて業務再開が可能になります。

e.司法書士業務支援パッケージ

司法書士業務支援パッケージは、司法書士の業務に関して、金融機関から依頼を受けた司法書士が登記業務を行うためのシステム一式の提供及び当該システムの保守・管理を提供しております。

上記のWeb会議システム、オンラインによる登記申請システム及びPC操作運用支援サービス（ヘルプデスク/訪問対応サポート）等が当該パッケージに含まれているほか、業務依頼・オペレーション管理システムを用いて、金融機関の融資実行後の登記申請の依頼から受任、業務に関する書類の授受、登記業務の進捗管理を行うことが出来ます。

また、SSL暗号化環境のもと、インターネット環境下にて接続されているため、司法書士は、業務の利便性を高めるとともに、情報管理の徹底が可能になります。

②建物完成・引渡しサポートサービス及びエスクロー保証サービス

建物完成・引渡しサポートサービスは、金融機関から依頼を受け、住宅の建築を伴う住宅ローン申込者に対して、建物完成・引渡しまでのサポートを行うサービスです。

当社は、金融機関及び大手工務店と連係し、工事進捗の確認及び進捗に応じた工事代金の支払指示や請負工務店の事情により建築工事が滞った場合のバックアップ工務店(注５)選定等の事務を行います。

また、平成21年４月から平成25年６月まで、当社は保険会社と連携し、取引先である司法書士が行う登記業務において事務過誤等によって発生しうる金銭的負担を当社が負担するというエスクロー保証サービスを司法書士に提供しておりました。エスクロー保証サービスでは、司法書士の事務リスクを考慮した事業保険を当社と保険会社の間で締結し、司法書士に当該事業保険に加入頂いておりました(注６)。

③エスクロー口座

金融機関が確実な融資実行を為すためのスキームとして信託口座を用いたサービスを提供しています。

融資時において金融機関から信託口座に送金された融資金に対して、当社が融資実行条件（所有権移転・保全、抵当権設定が可能な状態であることの確認）及び登記申請を確認した後に信託口座へ融資実行指図を行うものであります。

（注）１．Business Process Outsourcingの略。業務プロセスの一部を外部の専門的な企業に委託すること。業務委託。

２．Application Service Providerの略。アプリケーションをインターネット経由で提供するサービスのこと。当社では、司法書士業務のＩＴ化にあわせて、オンライン登記申請や情報管理のためのシステムをオンラインにて提供しております。

３．１つのシステム環境で複数企業のシステムやアプリケーションを共同で利用する環境のこと。

４．Original Equipment Manufacturerの略。他社ブランドの製品を自社ブランドで製造・販売を行うこと。

５．竣工当初の工事請負工務店の建設工事請負契約上の地位を承継させる工務店。

６．エスクロー保証サービスに関しましては、平成25年６月30日をもってサービスの提供を終了しております。

（２）BPO事業

当社が設立当初より培った金融機関や不動産取引にかかるノウハウを活かし、金融機関の事務の合理化・効率化を図るための金融機関内での各種事務処理の代行や業務受託を中心として物件調査や、金銭消費貸借契約書の締結事務の支援、その他人材の派遣等の各種サービスを行っております。

金融機関では、融資の実行を行うに当たって、担保の確認、契約の締結と書面の回収、担保権の設定、登記完了後の登記内容の確認等の多くの業務を処理する必要があります。特に住宅ローンに関する事務では、取り扱う件数も多く、事務処理の迅速さと正確性が金融機関から求められるだけでなく、当該事務を行うには、融資や不動産に関する専門知識が必要でありますが、当社では、専門知識を持つスタッフを有しており、これらのニーズに対応しております。

また、当社では、遠隔地における対応についても全国のファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者、金融機関出身者等の不動産及び金融事務に精通している人材を現地担当者として全国をカバーしたネットワークを独自に形成しております。当社が受託した案件は当該ネットワークを活用し、全国規模で迅速かつ適切な業務遂行が可能となり、取引先金融機関の業務効率化に貢献しております。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

①業務受託

主に不動産登記や調査関連業務、ローン実行に関する業務の一部を受託しております。

当社では、不動産取引に関する専門性を生かして不動産取引に関する効率的な方法を提案し、各金融機関のニーズに応じたオーダーメイドで業務の受託を行っており、金融機関内の事務処理体制のローコストオペレーションを実現しております。

また、金融機関内の登記関連業務では、金融機関の担保権等の設定及び抹消の登記を司法書士に依頼する際に金融機関内で発生する事務を当社が受託しております。当社では、金融機関の求める事務が適切に遂行できるよう当該業務の一環として金融機関より提示された司法書士の業務の状況（資格者の人数、補助者の人数の調査、また、懲戒事例等の調査）の確認や、遠隔地の対応が求められる場合に備え、当社では全国の司法書士の状況（業務開始年度、資格者賠償責任保険の加入事務所、また、IT化の対応状況、プライバシーマーク取得事務所等）をリスト化し、金融機関が必要に応じて参照できるよう対応を行っております。

②人材派遣

当社では、金融機関等に対して、当社社員を派遣社員として金融機関に派遣しております。派遣を受けた金融機関において、当社社員は派遣社員として人材派遣契約に定められた業務を実施しております。

なお、当社の社員の派遣により派遣先の業務効率化ニーズを的確に把握することができるため、派遣先の金融機関において、上記の業務受託を行うことで更なる合理化が図れると考えた場合は、当社にて業務受託の体制や業務範囲を検討した上で、金融機関に対して事務効率化に向けた業務受託スキームの提案を行っております。

③物件調査

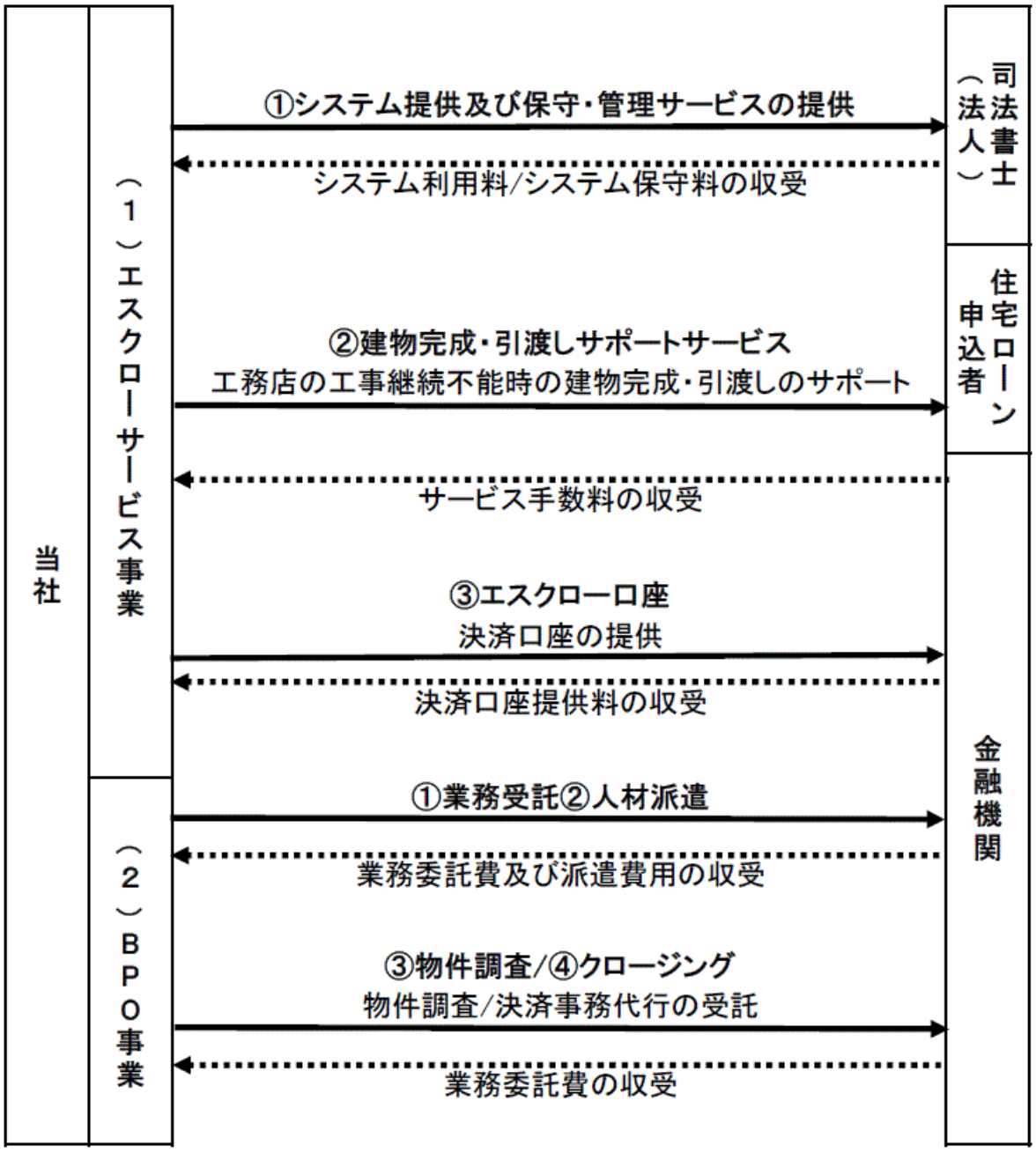
金融機関より、業務受託とは別に住宅ローン審査時及び定期の担保評価において必要となる担保物件の物件調査依頼を受託しております。

当該調査では当社社員及び外注業者により、現地調査（不動産現状確認業務、写真撮影業務）、法務局・市区町村役場での不動産調査業務及び必要書類の取得（不動産登記簿謄本、公図、建物図面等）を行っております。

④クロージング

業務受託とは別に金融機関が行う金銭消費貸借契約書の締結事務代行を行っております。金銭消費貸借契約書の締結時における住宅ローン申込者との面談による本人確認、借入意思確認、契約内容説明・確認業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。


当社
（１）エスクローサービス事業
（２）ＢＰＯ事業
司法書士（法人）
住宅ローン申込者
金融機関
①システム提供及び保守・管理サービスの提供
システム利用料/システム保守料の収受
②建物完成・引渡しサポートサービス
工務店の工事継続不能時の建物完成・引渡しのサポート
サービス手数料の収受
③エスクロー口座
決済口座の提供
決済口座提供料の収受
①業務受託②人材派遣
業務委託費及び派遣費用の収受
③物件調査/④クロージング
物件調査/決済事務代行の受託
業務委託費の収受

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成26年１月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
99(48)	38.5	2.8	4,231

セグメントの名称	従業員数（人）
エスクローサービス	5 (1)
BPO	69 (47)
報告セグメント計	74 (48)
全社（共通）	25 (0)
合計	99 (48)

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員（１日８時間換算）を（ ）にて外数で記載しております。

２．平均年間給与は、決算賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．全社（共通）として記載されている従業員数は、本社部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第６期事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

当事業年度における我が国経済は、東日本大震災からの復興需要により個人消費や設備投資の底硬い推移を見せたものの、欧州における財政危機や円高の長期化により経済全体としては依然として不安定な状況にありました。その後、年末の政権交代を機に金融緩和政策への期待感から日経平均株価はほぼ１年ぶりに１万円台へと回復し、円安シフトの影響から輸出産業をはじめとした景気回復の明るい兆しが見え始めたものの、個人消費においては可処分所得や雇用情勢に対する不安感の中、消費税の増税政策が追い討ちとなり、依然として先行きに対する不透明感を拭いきれない状況となりました。

当社が関連する不動産・住宅関連業界においては、復興需要に下支えされ、平成24年度の住宅着工件数は、国土交通省建築着工統計調査報告によると、前年比5.8%増となる約88万戸となり３年連続の増加となりました。今後も被災住宅の建替えや、平成25年度税制改正による消費税増税政策の駆け込み需要などから平成25年度の上半期までは着工件数が後押される傾向が見込まれます。しかし、一方で住宅金融支援機構が取扱う長期固定金利住宅ローン「フラット35」に政府の金利優遇施策を反映した派生商品である「フラット35Ｓ」の申込期限が到来し、また融資枠が従来の購入価額の80%融資へ戻ったことなどにより申込案件数は落ち着きを見せ始め、住宅ローン商品を取り巻く業界は厳しい顧客獲得競争にさらされております。

このような事業環境の中、当事業年度において当社は従来のビジネスモデルの堅実な発展を維持するために既存顧客のニーズ把握と課題解決に注力すると同時に、業務体制の効率化を図り着実な実績の積上げと利益の確保を実現致しました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,169,722千円（前期比3.6%増）、営業利益297,988千円（前期比63.1%増）、経常利益299,399千円（前期比61.9%増）、当期純利益173,232千円（前期比48.1%増）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメント別の業績は次のとおりであります。

（エスクローサービス事業）

フラット35を提供する住宅金融支援機構の名称変更（旧 住宅金融公庫）に伴う抵当権移転登記手続きに基づく大量の登記案件が発生し、情報管理体制や規模等の受任体制が十分に構築されている登録司法書士の当社システムを介した取扱件数が増加したことで、エスクローサービス事業の業績伸張に繋がりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は648,232千円（前期比16.1%増）、セグメント利益は561,235千円（前期比17.8%増）となりました。

（BPO事業）

前期にスポットとして受託していた登記受付情報の取得代行業務が終了したことから、前期と比較して売上高は減少致しましたが、上記の住宅金融支援機構に関する金融機関内の事務処理の受託については、事務処理の件数が増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は521,489千円（前期比8.6%減）、セグメント利益は65,837千円（前期比18.6%増）となりました。

第７期第３四半期累計期間（自　平成25年３月１日　至　平成25年11月30日）

当第３四半期累計期間における我が国経済は、政府主導による積極的な金融緩和等の景気浮揚策により景況感の改善が見られましたが、平成26年４月に予定される消費税率の引き上げによる消費者マインドの減退が懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

不動産業界においては、平成20年度のリーマンショックを受けた大幅な下落以降、住宅着工件数は緩やかな持ち直しの傾向が続き、堅調な推移を見せております。

このような経営環境の中、当社は顧客との取引を通じ、不動産取引の安全性を支えるエスクロー機能の構築・発展に向けて取り組んでまいりました。

この結果、当第３四半期累計期間の売上高は961,818千円、営業利益は289,232千円、経常利益は290,923千円、四半期純利益は176,714千円となりました。

（エスクローサービス事業）

エスクローサービス事業では、当社システムを利用している司法書士の登記受任件数が不動産業界の回復基調を背景に堅調に推移したことに加え、新サービスとして平成25年７月に開始した「業務継続_DATA復旧サービス」が好調であったことから対前年同期に比べ、増収となりました。

この結果、当事業の当第３四半期累計期間の売上高は477,926千円、セグメント利益は425,328千円となりました。

（BPO事業）

BPO事業では、金融機関からの新規業務受託が開始され、業務体制の見直しと業務担当チームの習熟度向上から業務効率が改善されたことにより処理件数が増加しました。

この結果、当事業の当第３四半期累計期間の売上高は483,891千円、セグメント利益は95,142千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第６期事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

当事業年度末の現金及び現金同等物は、前事業年度末より260,168千円増加し571,916千円となりました。

なお、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は344,250千円（前期比142.9%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益298,745千円、未収入金の減少額47,253千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は76,454千円（前期は3,380千円の収入）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出18,700千円や定期預金の預入による支出400,080千円、定期預金の払戻による収入342,035千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は7,627千円（前期比83.5%減）となりました。これは、リース債務の返済によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社の業務は、システム提供、保証サービス、業務受託・人材派遣、物件調査・クロージング等であり、受注生産を行っていないため、生産実績及び受注状況については、記載しておりません。

(1) 販売実績

当事業年度及び当第３四半期累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）		当第３四半期累計期間 （自　平成25年３月１日 至　平成25年11月30日）
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）
エスクローサービス			
システム提供及び保守・管理サービス	484,255	98.3	416,440
建物完成・引渡しサポートサービス及びエスクロー保証サービス	137,286	340.7	42,802
エスクロー口座	26,690	104.1	18,683
エスクローサービス計	648,232	116.1	477,926
BPO			
業務受託業務	354,073	124.8	341,608
人材派遣業務	48,191	37.9	32,273
物件調査業務	61,191	69.4	51,353
クロージング業務	55,951	84.7	58,656
コンサル収入	2,000	83.3	－
火災保険代理店収入	81	2.8	－
BPO計	521,489	91.4	483,891
報告セグメント計	1,169,722	103.6	961,818
合計	1,169,722	103.6	961,818

（注）１．当事業年度におけるエスクロー保証サービスの販売実績は、136,866千円であります。なお、エスクロー保証サービスについては、平成25年６月30日をもってサービスの提供を終了しております。

２．最近２事業年度及び当第３四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）		当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）		当第３四半期累計期間 （自　平成25年３月１日 至　平成25年11月30日）	
	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）	金額 （千円）	割合 （％）
司法書士法人中央グループ	213,555	18.9	300,814	25.7	231,985	24.1
㈱コスモホールディングス	204,357	18.1	192,021	16.4	149,122	15.5
住信SBIネット銀行㈱	202,244	17.9	187,615	16.0	165,719	17.2

３．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

３【対処すべき課題】

（１）BPO事業の営業チャネル拡大及びローコストオペレーションの提供の推進

住宅ローンの金利は極めて低い状況でありながらも金利競争が激化しており、金利競争の激化は金融機関の採算面の悪化を招き、住宅ローン業務のオペレーションのローコスト化対応が求められております。

加えて、金融庁が業務委託先についても検査を実施する姿勢を強めており、金融機関ではBPOに対して消極的にならざるを得ない状況が続いております。

このような状況の下、当社といたしましては、BPOの採用に比較的積極的な新興金融機関への営業を強化し実績の着実な蓄積を行いながら、営業チャネルを金融機関だけでなく不動産会社、建設会社へ拡大し対応してまいります。

更に、既存事業のフロー及び適正人員数の見直しを図り、労働集約型から資本集約型への転換を行い社内事務効率の向上に注力することで、今後も一層のローコストオペレーションの提供を推進してまいります。

（２）市場ニーズが拡大する分野でのサービスの拡充

不動産取引については、住宅ローンだけでなく、周辺業務が多様化しているため、当社では、市場ニーズが拡大する分野でのサービスの提供を拡充することで対応してまいります。

具体的なニーズの拡大としては、昨今、不動産業界では中古住宅市場が注目されており、平成26年1月に国土交通省が発表した平成26年度予算概要においても住宅・不動産市場の活性化として中古住宅流通・リフォーム促進等を推進する方針となっております。これに伴い、住宅ローン事務全体の構成割合が変化し、新規住宅ローン案件や借換ローン案件等が占める割合が減少し、既存物件の流通および債権管理に関する業務（具体的事例としては、債権回収・ローン完済・相続等に関する業務）や既存物件リフォームに関する業務が増加伸張すると考えられ、当社においては、これらの取引に係る当事者全般へのサービスの開発・提供を推進してまいります。

（３）人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上

当社の今後の事業発展を支える人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上は不可欠な課題の一つであります。そのなかで、物件調査・住宅ローン・不動産登記の知識はどれも必須事項であり、クライアントからもその経験・知識を求める人材が要望されております。

したがって、当社では、クライアントの要望に資するため、公的資格の有無や経験年数等を考慮した人員配置を行っております。

更に、引き続き継続的・積極的な採用活動を行い、優秀な人材の確保・育成に努めていくとともに、福利厚生制度の充実、教育プログラムの構築により、より一層の従業員の意欲・能力の向上に今後も積極的に取組んでまいります。

（４）当社の提供するサービスにかかる法令遵守

近年、我が国でも不動産取引や金融取引における情報化が進みネットオークションやネットバンキングといった新しい流通システムによるオンラインサービスが普及しております。

そのため、オンラインによる取引の増加にともない、隔地者取引や非対面取引が増えております。一方、顧客保護やオペレーションリスクの観点から不動産や金融取引にかかる関係者は、当事者の本人確認や意思確認等の契約事項における確認といった各種の法令を遵守する必要があります。

当社では、不動産取引の安全を図るための各種サービスを金融機関や司法書士等に提供しているため、サービス提供に関連する法令を確認したうえで、サービスの提供を行っております。法令の確認については、社内での検討に加え、適時、社外の専門家等に相談する体制を構築し、法令遵守体制の運用を継続する方針であります。

（５）コーポレート・ガバナンスの構築に対する取組み

当社は、継続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスの構築を経営上の重要課題の一つとして認識しております。

毎月定例的に開催される取締役会には代表取締役社長を含む取締役、監査役及び社外監査役が出席し、当社の業務執行を決定し、取締役の職務執行を監督する権限を有しております。

業務執行に関しては、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項については経営委員会で審議・検討し迅速な意思決定に寄与しております。

さらに、代表取締役社長の直轄である内部監査室を設置し業務の適正化に努め、会計監査人及び監査役と十分な連携を図るとともに業務執行について監視しております。

また、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款及び社内規程に適合することを確保するための「内部統制基本方針」を平成25年９月18日に制定し、この基本方針では会社法で定められた体制の他、内部統制上必要と考えられる事項を定めております。今後は、当方針につき適宜検証を行いコーポレート・ガバナンスの構築の強化に努めてまいります。

４【事業等のリスク】

当社の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存でありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容もあわせて慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

本項においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）事務過誤について

当社で取り扱う事務代行業務において、従業員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすこと等の種々の事務リスクに晒されております。これらの事務リスクを防止するために業務フローやシステムの改善、社員教育の徹底などの事務過誤防止策を講じております。更に、事務過誤の発生状況を定期的に把握し、事務リスクの所在及び原因・性質を総合的に分析することにより、その結果を再発防止ならびに軽減策の策定に活かしております。

対策にもかかわらず過誤が発生した場合、当社が提供するサービスへの信頼低下などによって、事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）人材について

当社の事業特性から、人材はきわめて重要な経営資源であり、今後の事業発展を支える人材の安定的な確保は経営存続に不可欠な課題の一つであります。優秀な人材を確保するために、人事評価制度を実施することで、優秀な社員が働きやすい環境を整えるとともに、ストックオプションを含む柔軟な報酬プログラムを用意しております。さらに、人材紹介サービスを活用し、必要な人材の確保を進めてゆく方針であります。

今後も一層優秀な人材の確保及び育成に努める所存ではありますが、当社が求める人材を十分に確保、育成できない場合、または現在在職しているマネジメント層が多数流出した場合には、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）金利情勢等の影響について

金利情勢の変動により住宅ローンの金利も変動し、ローンの新規借入者及び借換ローン利用者が増減する可能性があり、その他、住宅ローンの申込件数は景気動向及び税制等に影響を受けやすくなっております。そのため、大幅な金利の上昇、景気見通しの悪化や住宅取得に係る優遇税制の廃止等が生じた場合には、住宅ローンの申込件数が減少し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（４）不動産市況等による影響

当社の事業全般は、国内不動産市況の動向に大きな影響を受けております。国内不動産市況の悪化に起因した住宅着工件数の減少により住宅ローンの取扱高が大幅に減少した場合には、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（５）個人情報の取扱いについて

当社では事業の特性上、住宅ローン利用者に関する大量の個人情報を取り扱っております。

個人情報の保護については、「プライバシーマーク」の認証取得企業として、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、「個人情報保護基本規程」、「個人情報保護方針」の策定、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」（JIS Q15001）に準拠した「個人情報保護マネジメントシステム」の構築、実施、及び維持に努めております。

しかしながら、当社が保有する個人情報につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じた場合、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損害が発生する他、当社の信用低下により、事業運営、経営成績、及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（６）法的規制及び免許、許認可等について

①法的規制

当社の事業及び取得している免許・許認可において関連する主な法的規制は下記のとおりになります。

・宅地建物取引業法
・貸金業法
・労働者派遣法

・犯罪収益移転防止法
・個人情報保護法
・信託法、信託業法
・銀行法

万が一、当社の役員及び従業員の故意又は過失により法令違反が発生した場合、または、法人として法令違反があった場合は、取引先との信頼関係を損なう可能性がある他、監督当局から業務の制限や停止等の命令並びに顧客からの当社に対する訴訟の提起及び損害賠償支払いの発生等により、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の販売先に関連する司法書士法及び銀行法等の改正により当社のサービスが提供できなくなった場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②免許、許認可等について

当社が事業遂行上取得している免許、許認可及び公的資格等は以下のとおりです。当社はこれらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現時点において当該許認可等が取消となる事由は発生しておりません。また、当社ではこれら法令及び免許・許認可等を遵守すべく、役員及び従業員に対する法令等遵守の徹底や、コンプライアンス規程及びリスク管理規程等の社内規程の整備等を行い全社的なコンプライアンス意識の向上に努めております。

しかし、法令違反等によりこれらの許認可等が取り消された場合や、これらの関連法規が改廃された場合には、当社の事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

許認可等の名称	所管	許認可等の内容	取消、解約その他の事由	有効期限
宅地建物取引業者免許	東京都　知事	東京都知事 （２）第88371号	宅地建物取引業法 第66条	平成24年10月27日～ 平成29年10月26日
貸金業者登録	東京都　知事	東京都知事 （２）第31359号	貸金業法 第24条の６の５	平成25年12月１日～ 平成28年11月30日
一般労働者派遣業許可	厚生労働省	般13-303359 号	労働者派遣法 第６条第１項 第１号～６号	平成23年１月１日～ 平成27年12月31日
プライバシーマーク認証	財団法人　日本情報処理開発協会	第108470376（03）号	プライバシーマークに関する規約第15条１項	平成24年11月７日～ 平成26年11月６日
ASP・SaaS情報開示認定	財団法人　マルチメディア振興センター	第0124 - 1103号	ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度運用規程」第17条	平成24年３月28日～ 平成26年３月27日

③司法書士法等について

当社は金融機関等の顧客から「金融機関の担保設定、抹消登記を行う司法書士選定に関する助言及び事務代行業務」を受託しております。当該業務遂行のため当社は、司法書士等の司法書士賠償責任保険への加入状況、プライバシーマークの取得状況、司法書士事務所の体制、資格者の人数、補助者の人数及び懲戒事例等の有無等を調査した上でシステム登録し、金融機関等の求めに応じ一定の基準を満たす司法書士をリスト化し提示しております。また、当社は一部の司法書士法人と業務委託契約を締結し、金融機関等からの登記業務の依頼の受付及び進捗管理等を行うことができるシステムの提供及び運用サポート等を行っております。

司法書士は、業務を行うに当たり「不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。」（司法書士法施行規則第26条）、「依頼者の紹介を受けたことについて、その対価を支払ってはならない。」（司法書士倫理第13条第2項）等の規制を受けておりますが、当社が金融機関等に対し提供する助言及び事務代行業務は依頼者を司法書士に紹介する行為ではなく金融機関等の求める基準を満たす司法書士をリスト化し提示する行為であり、司法書士から受領する業務委託料は司法書士等の紹介をする業務の対価ではなく当社が提供するサービスの対価であることから、当社の事業は上記規定に抵触しておりません。その他、司法書士に対するサービスを提供する上で、当社は司法書士法、同法施行規則、司法書士会会則基準、司法書士倫理の影響を受けております。

当社は、これら法令等の遵守のため適宜、管轄省庁である法務省や弁護士に事業スキームの適法性を確認した上で司法書士にサービスを提供しておりますが、今後、法令等の改正等により何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④人材派遣及び業務受託について

当社はBPO事業において、金融機関の業務効率化ニーズを的確に把握するために当社社員を金融機関に派遣するほか、金融機関の業務の一部を受託しております。

人材派遣にあたっては、労働者派遣法、職業安定法その他の規制に反することが無いよう事前に弁護士への確認を行っております。また、当社から派遣された社員は、当社が行う業務受託とは別の指揮命令系統により業務を行っております。なお、業務受託においては、受託する業務の範囲を明確にし、当社内での指揮命令が行われることを徹底するほか、業務受託を行う社員を含め研修を行い、関連法令の遵守に努めております。

しかしながら、今後、人材派遣及び業務受託に関連する諸法令の改正等により何らかの対応を講じる必要が生じた場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（７）代表取締役社長への依存について

当社の代表取締役社長である本間英明は、当社の経営方針の決定を始め、営業、企画等において重要な役割を果たしかつ、本書提出日現在、当社株式を228,000株（議決権比率33.16%）所有しております。また、本間英明の近親者が議決権の100%を所有する株式会社中央グループホールディングスは当社株式を242,000株（議決権比率35.20%）所有しております。

そのため、代表取締役社長への過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成を図っておりますが、何らかの理由により本間英明の業務遂行が困難になった場合、今後の事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（８）特定取引先への依存について

当社の販売先は主に司法書士や金融機関であります。その中でも、司法書士法人中央グループとは平成19年６月から、司法書士法人コスモ（現　株式会社コスモホールディングス）とは平成20年１月から取引を開始しており、各司法書士法人の事業拡大及び当社の取引金融機関からの案件依頼の増加等に伴い、各司法書士法人の当社が提供するシステム利用が増加し、当事業年度及び当第３四半期累計期間における司法書士法人中央グループ及び株式会社コスモホールディングスに対する売上高の総売上高に占める割合はそれぞれ25.7%及び24.1%、16.4%及び15.5%と高くなっております。また、当事業年度及び当第３四半期累計期間における住信SBIネット銀行株式会社に対する売上高の総売上高に占める割合は、受託業務の拡大と共に16.0%及び17.2%なっております。

当社は引き続き、これらの特定取引先と安定的な取引の継続を進めると共に、新たな取引先の開拓に努める方針でありますが、司法書士法人各社に対する金融機関等からの案件依頼の減少、特定取引先の取引方針の変更等による受託業務の減少又は業務受託契約の解消等が生じた場合、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（９）提供サービスの開始、終了について

当社では、より一層の成長を目指すべく、不動産取引に携わる関係者のニーズを発掘し、各種の新規サービスを提供しております。新規サービスの提供に際しては、必要に応じて人材の採用、設備投資等の新たな費用の支出を必要とする可能性があるため、経済状況や顧客動向の変化等により、新規サービスの展開が計画通りの収益獲得に至らない場合は経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新規サービスの提供については、当該サービスに係る法令、必要となるリソースその他を十分に検討して提供を開始しておりますが、提供するサービスに係る法令の趣旨と当社解釈の相違の判明、法令の改正、当該サービスの陳腐化及び当社の経営リソースの再配分等によりサービスの提供を終了することがあります。新規サービスの提供の開始もしくは終了により、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成21年４月より開始したエスクロー保証サービスは、司法書士が行う登記業務において事務過誤等によって発生しうる金銭的負担を当社が各司法書士に対し500,000千円を上限に負担するサービスであり、その仕組みにおいて、取引先の司法書士は当社と保険会社が連携し開発した事業保険に追加被保険者として加入し、事務過誤等による金銭的負担が生じた場合は保険会社から各司法書士に保険金が支払われることとなっておりました（平成25年２月期末の当社の保証総額4,000,000千円に対し保険金の支払限度額は500,000千円）。しかしながら、関連する保険業法の今後の改正の見通し等を踏まえ、保険を用いたサービスについては、保険募集人登録の要否、エスクロー保証のサービス規約の内容、追加被保険者に対するサービスの説明方法やサービスの提供形態等においてより慎重な対応が必要であるものと判断し、平成25年6月30日にサービスの提供を終了しております。

（10）システムダウンのリスクについて

当社の事業は、企業・法人向けASPサービスの提供を行っていることから、自然災害、事故等により、通信ネットワークが切断された場合は、サービス提供に支障が生じることとなります。また、外部からの不正な手段によるコンピュータへの侵入等の犯罪や当社担当者の過誤等によりシステムに支障が生じる可能性もあります。

以上のようなリスクに対応するため、遠隔地においてバックアップサーバーを設置するなどの回避体制を整えておりま

すが、それにもかかわらず以上のような障害が発生した場合には、当社に直接損害が生じるほか、システムへの信頼を低下させる可能性があり、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（11）利益還元に関する方針について

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けております。しかし、まずは健全な財務体質の構築・維持及び今後の事業展開に備えるための内部留保の確保を優先してきたことより、設立以来無配としております。

今後の株主への利益還元につきましては、経営成績、収益状況を勘案しながら配当等の利益還元を検討していく所存であります。

（12）災害について

当社の事業用サーバーシステム及び通信機器は、耐障害対策を有する施設に設置されており、さらに、複数のサーバーシステムを分散配置するなど災害発生時にも、障害の発生を最小限に抑えるための方策を講じておりますが、将来発生が懸念されている東京直下型地震をはじめ、台風、暴風雨等の自然災害、または戦争、テロ、火災等の人災が関東圏、特に当社が在籍する東京都において発生した場合、正常な営業活動を行うことができなくなる可能性があり、一時的に事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（13）金融機関からの委託について

当社はBPO事業において、従来は金融機関等が主に自社又は自社の関連会社で行っていた不動産調査業務、不動産売買に付随する担保設定、抹消登記に関係する書類の発送、内容確認等の業務を受託しております。これら業務のアウトソーシングについては、今後も金融機関等における業務効率化のニーズを背景に新規の取引先及び件数が共に拡大していくものと当社は考えております。

しかしながら、金融機関等の方針の変更や法規制の強化等により当社の想定どおりに金融機関等の業務のアウトソーシングが拡大しない場合、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（14）競合について

当社が提供するBPO事業については、金融機関等より十分な情報管理体制が求められております。また、エスクローサービス事業においても、住宅ローン、不動産登記及び信託等に関連する業務の効率化を目的としたシステムを提供しておりその専門性は高く、これら事業はいずれも参入障壁は比較的高いものであると考えております。

しかしながら、新規事業者の参入、技術革新、業界規制の変更等によりこれらの事業における当社の優位性が保てなくなった場合には、事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日（平成26年２月26日）現在において当社が判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、資産・負債及び収益・費用に影響を与える見積りを必要とする箇所があります。これらの見積りにつきましては、経営者が過去の実績や取引状況を勘案し、会計基準の範囲内でかつ合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なる可能性があることにご留意ください。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は「第５　経理の状況　１　財務諸表等　（１）財務諸表　重要な会計方針」に記載しております。

（２）財政状態の分析

第６期事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

①資産

当事業年度末の資産の残高は1,025,078千円となり、前事業年度末と比較して296,436千円の増加となりました。

流動資産は930,983千円となり、前事業年度末と比較して272,358千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金318,213千円の増加によるものであります。固定資産は94,095千円となり、前事業年度末と比較して24,078千円の増加となりました。これは主に、無形固定資産において社内管理システムを購入したことによりリース資産が14,931千円増加したこと、及びエスクローサービス事業の設備投資としてASPサービス用データベースの入替を実施したためソフトウエア仮勘定が18,700千円増加したためであります。

②負債

負債の残高は253,428千万円となり、前事業年度末と比較して123,203千円の増加となりました。

流動負債は230,841千円となり、前事業年度末と比較して114,531千円の増加となりました。これは主に、未払賞与が21,837千円増加したことにより未払金が25,991千円増加したこと、及び未払法人税等が82,001千円増加したためであります。固定負債はリース債務のみであり、残高は22,587千円となり、前事業年度末と比較して8,671千円の増加となりました。

③純資産

純資産の残高は771,650千円となり、前事業年度末と比較して173,232千円の増加となりました。これは、当事業年度における繰越利益剰余金の増加によるものであります。

第７期第３四半期累計期間（自　平成25年３月１日　至　平成25年11月30日）

①資産

当第３四半期会計期間末における資産の残高は1,121,299千円となり、前事業年度末と比較して96,221千円の増加となりました。

流動資産は934,995千円となり、前事業年度末と比較して4,012千円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が30,823千円増加したことによるものです。固定資産は186,304千円となり、前事業年度末と比較して92,209千円の増加となりました。これは、定期預金の預入により長期預金が100,000千円増加したことによるものです。

②負債

負債の残高は172,934千円となり、前事業年度末と比較して80,493千円の減少となりました。

流動負債は156,611千円となり、前事業年度末と比較して74,229千円の減少となりました。これは主に、未払法人税等が53,910千円減少したことによるものです。

③純資産

純資産の残高は948,364千円となり前事業年度末と比較して176,714千円の増加となりました。これは、利益剰余金が176,714千円増加したことによるものです。

（３）経営成績の分析

第６期事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

当事業年度の売上高は、前事業年度より40,883千円増加し1,169,722千円（前期比3.6%増）となりました。

これは、BPO事業については、前事業年度より48,913千円減少したものの、エスクローサービス事業が前事業年度より89,797千円増加したことによるものです。

当事業年度の売上原価は、前事業年度より54,167千円減少し542,649千円となりました。これは主に、労務費の削減39,828千円により減少したものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は前事業年度より95,050千円増加し627,072千円（前期比17.9%増）となりました。

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度より20,209千円減少し329,084千円となりました。これは主に、業務委託費の削減16,635千円により減少したものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は前事業年度より115,259千円増加し297,988千円（前期比63.1%増）となりました。

当事業年度の営業外収益は、前事業年度より1,053千円増加し5,726千円となりました。これは主に、講演料収入3,097千円によるものであります。営業外費用は前事業年度より1,817千円増加し4,315千円となりました。これは主に、賃貸借契約解約損3,999千円によるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は前事業年度より114,495千円増加し299,399千円（前期比61.9%増）となりました。

当事業年度の特別損失は、前事業年度より5,327千円減少し654千円となりました。これは固定資産除却損294千円及び減損損失359千円によるものであります。

この結果、当事業年度の税引前当期純利益は前事業年度より98,070千円増加し298,745千円（前期比48.9%増）となりました。

上記の要因により、当事業年度の当期純利益は前事業年度より56,247千円増加し173,232千円（前期比48.1%増）となりました。

第７期第３四半期累計期間（自　平成25年３月１日　至　平成25年11月30日）

当第３四半期累計期間の売上高は、961,818千円となりました。エスクローサービス事業において、当社システムを利用している司法書士の登記受任件数が不動産業界の回復基調を背景に堅調に推移したことに加え、新サービスとして平成25年７月に開始した「業務継続_DATA復旧サービス」が好調であったことから売上高が477,926千円となりました。

また、BPO事業では、金融機関からの新規業務受託が開始され、業務体制の見直しと業務担当チームの習熟度向上から業務効率が改善されたことにより処理件数が増加した結果売上高が483,891千円となりました。

当第３四半期累計期間の売上原価は、441,347千円となり、その結果当第３四半期累計期間の売上総利益は520,471千円、売上高に対する売上総利益率は54.1%となりました。

当第３四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、231,238千円となり、その結果当第３四半期累計期間の営業利益は289,232千円、売上高に対する営業利益率は30.1%となりました。

当第３四半期累計期間の営業外収益は、1,859千円となり、これは主に、助成金収入1,500千円によるものであります。営業外費用は168千円となり、これは主に支払利息143千円によるものであります。

この結果、当第３四半期累計期間の経常利益は290,923千円、税引前四半期純利益は290,923千円となり、法人税、住民税及び事業税110,179千円、法人税等調整額4,029千円を計上したことにより当第３四半期累計期間の四半期純利益は176,714千円となりました。

（４）キャッシュ・フローの分析

第６期事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

当事業年度末の現金及び現金同等物は、前事業年度末より260,168千円増加し571,916千円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローの収入は344,250千円（前期比142.9%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益298,745千円、未収入金の減少額47,253千円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は76,454千円（前期は3,380千円の収入）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出18,700千円や定期預金の預入による支出400,080千円、定期預金の払戻による収入342,035千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は7,627千円（前期比83.5%減）となりました。これは主に、リース債務の返済によるものであります。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の事業において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、当社は、これらの経営成績に重要な影響を与える要因の発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

１．個人情報の取扱いについて

当社では、プライバシーマーク認証を財団法人日本情報処理開発協会により受けております（108470376（03）号）。

当社では事業の特性上、住宅ローン利用者に関する大量の個人情報を取り扱っております。よって、個人情報の保護については、「プライバシーマーク」の認証取得企業として、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、「個人情報保護基本規程」、「個人情報保護方針」の策定、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」（JIS Q15001）に準拠した「個人情報保護マネジメントシステム」の構築、実施、及び維持に努めて全役員、全従業員への教育を徹底するとともに定期的に内部監査の実施にも取組んでおります。

しかしながら、プライバシーマーク認証を取り消された場合、金融機関の監査要件が非常に厳しくなり、その結果、管理状況に不備が認められた場合は、その金融機関と業務休止になる可能性があります。

また、当社が保有する個人情報につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じた場合、顧客の経済的・精神的損害に対する損害賠償等、直接的な損害が発生する他、当社の信用低下により、事業運営、経営成績、及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

２．人材の育成について

当社の事業は、専門性の高いBPO事業を強みとしておりますが、反面、労働集約型の事業としてオペレーションリスクを抱えております。それらのリスクをマネジメントするためには、専門性の高い人員の育成体制、また、業務を細分化した分業体制の構築、さらに、業務の標準化のためにシステム開発が求められます。

よって、現在在籍する社員の労働環境を高め満足度を向上させると共に、新規に優秀な人材の確保のための採用制度、人事制度、教育研修の充実が、重要な影響を与える要因と認識しております。

３．法的規制について

事業遂行上必ず必要となる許認可は、「一般労働者派遣業許可」のみでありますが、「貸金業業者登録」「宅地建物取引業者免許」「ASP・SaaS情報開示認定」については、現在の事業において顧客からの信頼性確保のために取得しているものであり、当該許認可がなくなる事により、事業上、信頼性という面で大きな影響が想定されます。

(1) 一般労働者派遣業許可

当社では、一般労働者派遣事業を行うため労働者派遣法により東京都知事の登録を受けております（般13 - 303359号）。

BPO業務を開始するに当たっては、まず専門性を有する当社社員を派遣し金融機関の指揮下で業務を行っております。業務を行う中で、金融機関側として一定の業務をアウトソースすることでコスト削減効果が実際にあるかどうか把握する一方、当社にて検討を行い、対応可能である場合には、金融機関へ業務委託を提案しております。

よって、当該許可が取り消しになった場合、当社の事業遂行に重大な影響が生じる可能性があります。

(2) 貸金業者登録

当社では、貸金業務を行うため貸金業法により東京都知事の登録を受けており（東京都知事(2)第31359号）、貸金業法により、５千万円以上の純資産額、取り扱い業務の範囲、行為規制、行政当局による監査・立入検査等の規制を受けております。

当社が金融機関より受託しているクロージング業務は、貸金業者登録が必要とされる業務ではないため、取り消しになった場合でも事業上の影響はありません。

(3) 宅地建物取引業者免許

当社では、重要事項説明書の作成及び売買契約の締結事務代行を行う為に東京都知事より宅地建物取引業者免許の取得をしております（東京都知事(2)第88371号）。

同法により、宅地建物取引業者としての免許基準、取り扱い業務の業務規制、行政当局による監督・立入検査等の規制を受けております。

しかしながら、本書提出日（平成26年２月26日）現在において重要事項作成事務や売買契約の締結事務代行について事業としての受託が無いため、免許が取り消しとなった場合において、当社の現在の事業に対する影響はございません。

(4) ASP・SaaS情報開示認定

当社では、エスクローサービス事業におけるシステム提供を行うにあたり、ASP・SaaS情報開示認定を財団法人マルチメディア振興センターによる登録を受けております（第0124－1103号）。

本認定が取り消された場合、金融機関による当社に対する監査要件が厳しくなり、要件不備があった場合には、当社に対する信用力の低下から、その金融機関と業務休止になる可能性があります。

（6）経営者の問題意識と今後の方針について

当社は、米国の不動産取引におけるエスクロー&タイトルサービス（注）のビジネスモデルを模範として、我が国の不動産取引における「安全性・利便性・合理性」に寄与する事を基本理念に、新しい時代における取引決済の形を目指しています。主に、米国のエスクロー&タイトルサービスには、精算業務・決済業務・保証業務の機能がワンストップで消費者に対して提供されています。

しかし、我が国では、金融機関、不動産事業者、司法書士を始めとする有資格者との人的連携により取引決済がなされており、消費者からの目線では、決して利便性が高いとは言えません。

また、安全性についても、其々の連携する機関の属人的な信用保証で成り立っているために様々なリスクが潜在化し、さらに、連携により取引決済がなされるために合理的なローコストオペレーションが実現されておりません。今後、高齢化による取引事務の専門家の不足、さらに、新築市場から中古市場の拡大に向けて、より一層、不動産取引の現場では、取引の安全性や利便性、合理性が求められて来ます。

そこで、当社はこれらの問題の解決策を米国のエスクロー&タイトルサービスに求め、不動産取引の現場において合理的な利便性のある専門サービスの創出を目指すことを経営方針のひとつに掲げております。

事業セグメントとしては、エスクローサービス事業とBPO事業の二つに区分し、トータルなワンストップ専門サービス提供によって、不動産取引の安全を図り、さらなる業績の進展を目指して参ります。

具体的には下記の課題（外部、内部）について取組んで参ります。

１．外部課題

a.エスクローサービス事業

不動産取引の現場では、合理的で、安全に、簡単なサービスを求められています。当社は、それに対し取引の決済機能と保証機能について、新たな商品化を進めて参ります。

現在の決済業務は、不動産取引代金、金融機関からの融資金などを当社が信託口座にて預かる仕組みを取り入れております。具体的には、その金銭を第三者の信託会社にて金銭の保全機能を行い、当社は、中立的な第三者として指図権者として決済業務に関わっております。

よって、決済業務において信託機能はなくてはならないものであり、当社と連携する信託会社と共に、新しいエスクローサービスの開発や信託事務の合理化により安価なサービスの提供を目指しております。具体的には、相続関連のBPO事業の拡大に伴い、相続手続きに関する取引決済サービスの開発に取り組んでおります。

取引保証の機能充実について、米国の安全性は、過去の取引から将来に渡っての所有権を広く長期間、保険で守られています。しかし、我が国では充実した登記制度や時効制度があるため、米国ほどの期間において所有権を保険で守るという消費者のニーズは低いのが現状です。

そこで、当社が受託する業務において、其々の取引ごとに所有者の確定から登記が完了するまでの間の債務不履行責任を担保する包括的な賠償保険を開発して参ります。

b.BPO事業

当社のBPO事業は、創業以来、不動産取引決済の分野にて、金融機関の合理化や商品化について、専門的なコンサルティング実績とノウハウの蓄積があります。今後、さらに、これらのコンサルティング実績とノウハウを活かし、金融機関、不動産事業者の現場での事務合理化についてコンサルティングサービスの拡大を行い、現在の金融機関における取引決済にかかる精算業務の範囲の拡大及び受託を目指して参ります。さらに、中期的には、全国の金融機関から精算業務のBPO事業の受託を目指して参ります。

また、精算業務の新規顧客層として、不動産事業者からの取引決済の精算業務の商品化（サービス）に取り組んでおり、商品化を終えたのち、速やかに不動産事業者への事業展開を目指して参ります。

２．内部課題

a. エスクローサービス事業

エスクローシステム

当社のエスクローサービスは、合理的に、利便性よく、安全性の高い取引の実現を目指しています。その為には、先に述べました専門的な人材育成のほかに下記の様なサービスの開発を目指しています。

第一には、精算業務・決済業務は労働集約型の為、過度に属人的な専門能力に依存しがちになります。そこで、専門業務のマニュアル化の整備により標準化し、作業ごとに分業化を進め、これらの業務に発生しがちな事務ミスを防止するためにエスクローシステムの開発に力を入れております。

本システムは、消費者、金融機関、不動産事業者、司法書士等の専門家をつなぐシステムとして受発注から進捗管理、品質管理までの工程を自動化し、具体的な合理化を実現しています。

また、安全性の面では、自社における取引履歴をデータベース化して、その蓄積したビッグデータから依頼を受けた消費者に対して、利便性の高いデータサービスを提供して参ります。

b. BPO事業

当社のBPO業務では、金融機関の精算事務を大量、迅速かつ正確に処理する能力が求められます。金融機関においてはBPOによって、いかに合理化が実現できるのかという視点が重要な差別化となります。

よって、当社では、どこまでローコストオペレーションを実現できるかという視点で、合理化の数値を可視化出来るコンサルティング能力・業務の標準化・単純化・分業化が、差別化の重要な要因となっております。今後においても専門的な人材の育成体制が、重点的な課題となっております。

c. 専門家との業務提携の推進

取引決済の精算業務の中では、様々な専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、１級建築士等）との連携があり、その専門家の方々とともに取引決済のサービスの開発や商品化を進めております。

よって、今後とも専門家の方々と多面的な業務提携を推進し、新しい取引決済の形に取組んで参ります。

d. 内部統制及びコンプライアンスの強化

当社は、顧客である金融機関から会社法・金融商品取引法等で求められる高度な企業のコンプライアンス、リスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスを求められております。

それらの内部統制の整備・強化は、企業の継続のために必須ですが、 内部統制の継続的な改善と有効性の評価の強化は、顧客に対して大きな差別化の要因となります。

よって、今後とも内部統制及びコンプライアンスの強化に努めてまいります。

（注）不動産取引において、中立的な第三者が取引の事務、履行の確認及び決済等を行い、また、売買時にその不動産に対して様々な権限の状況を調査し、すべての条件をクリアし物件の権利委譲が正しく行われることを保証すること。取引の安全を図るための制度として、米国カリフォルニア州において発祥し、米国にて広く利用されております。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第６期事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

当事業年度における設備投資総額は、40,020千円であります。主な内容は全社共通の設備投資として業務効率化を目的とした社内管理システムの購入20,164千円及び、エスクローサービス事業の設備投資としてASPサービス用データベースの入替18,700千円を実施致しました。

第７期第３四半期累計期間（自　平成25年３月１日　至　平成25年11月30日）

該当事項はありません。

２【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

平成25年２月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	リース資産 (千円)	ソフトウエア (千円)	ソフトウエア仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	全社（共通） エスクローサービス BPO	本社事務所	3,967	1,806	29,251	2,030	18,700	55,756	39(6)

（注）１．現在休止中の主要な設備はありません。

２．従業員数の（　）内は、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）で、最近１年間の平均人員（１日８時間換算）を（　）にて外数で記載しております。

３．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

４．本社の土地は賃借物件であり、年間賃借料は以下となります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借面積 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都中央区)	本社事務所	519.48	33,001

3【設備の新設、除却等の計画】

平成26年1月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額（千円）		資金調達方法	着手年月	完成予定年月	完成後の増加能力
			総額	既支払額				
本社 (東京都中央区)	エスクローサービス	業務オペレーション管理システム	40,000	－	増資資金	平成26年４月	平成28年12月	既存サービスの改良
本社 (東京都中央区)	エスクローサービス	サーバー機器等	9,000	－	増資資金	平成26年12月	平成29年１月	既存サービスの改良
本社 (東京都中央区)	エスクローサービス	不動産業種向けシステム	35,000	－	増資資金	平成28年２月	平成29年２月	新規サービスへの対応
本社 (東京都中央区)	エスクローサービス	サーバー機器等	9,000	－	増資資金	平成28年12月	平成29年２月	新規サービスへの対応
本社 (東京都中央区)	エスクローサービス	WebTV会議システム	3,000	－	増資資金	平成26年５月	平成26年５月	既存サービスの拡充
本社 (東京都中央区)	全社（共通）	バックアップサーバーの設置	15,000	－	増資資金	平成26年８月	平成26年８月	システムの安定稼動
本社 (東京都中央区)	全社（共通）	サーバー監視システム	4,000	－	増資資金	平成26年８月	平成26年８月	システムの安定稼動

(注) 1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

（注）平成26年１月14日開催の取締役会決議により、平成26年１月31日付で株式分割（１株を100株）に伴う定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は950,000株増加し、1,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	747,500	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社の標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。
計	747,500	－	－

（注）１．平成26年１月30日付で新株予約権の行使により3,175株増加しております。

２．平成26年１月14日開催の取締役会の決議により、平成26年１月30日を基準日として平成26年１月31日付で当社普通株式１株を100株に分割しております。これにより株式数は740,025株増加し、発行済株式総数は、747,500株となっております。また同日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①　第１回新株予約権（平成22年10月15日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成26年１月31日）
新株予約権の数（個）	1,650	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,650（注）１	－
新株予約権の行使時の払込金額（円）	82,000（注）２	－
新株予約権の行使期間	平成22年12月30日～ 平成32年12月29日	－
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　90,200 資本組入額　　45,100	－
新株予約権の行使の条件	定めなし。	－
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	－
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	－

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（注）２ 割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

ⅰ　当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価（但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（注）３　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

②　第２回新株予約権（平成22年10月15日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成26年１月31日）
新株予約権の数（個）	150	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	150（注）１	15,000（注）１．６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	82,000（注）２	820（注）２．６
新株予約権の行使期間	平成24年10月16日～ 平成32年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　82,000 資本組入額　41,000 （注）２	発行価格　820 資本組入額　410 （注）２．６
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（注）２ 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ⅰ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ 当社が時価（但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（注）３ 新株予約権の行使の条件

ⅰ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ⅱ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

ⅲ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

ⅳ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

ⅴ 新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。

ⅵ 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開日と割当日より２年を経過した日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から１年を経過する日までは、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から１年を経過した日の翌日から平成32年10月14日までは、割当数から（ⅰ）で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

（注）４ 新株予約権の取得条項

ⅰ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ⅱ 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ⅲ 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

（注）５　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（注）６　当社は、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の１個につき目的となる株式数は100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

③　第３回新株予約権（平成22年10月25日臨時株主総会決議に基づく平成22年10月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成26年１月31日）
新株予約権の数（個）	1,525	－
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	－
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,525（注）１	－
新株予約権の行使時の払込金額（円）	82,000（注）２	－
新株予約権の行使期間	平成23年３月１日～ 平成33年２月28日	－
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　90,200 資本組入額　45,100	－
新株予約権の行使の条件	定めなし。	－
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	－
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）３	－

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（注）２　割当日後、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。

ｉ　当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価（但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（注）３　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

④　第４回新株予約権（平成22年10月15日臨時株主総会決議に基づく平成22年10月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成26年１月31日）
新株予約権の数（個）	135	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	135（注）１	13,500（注）１．６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	82,000（注）２	820（注）２．６
新株予約権の行使期間	平成24年10月26日～ 平成32年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　82,000 資本組入額　41,000 （注）２	発行価格　820 資本組入額　410 （注）２．６
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（注）２ 割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ⅰ 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ 当社が時価（但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（注）３ 新株予約権の行使の条件

ⅰ 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ⅱ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

ⅲ 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

ⅳ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

ⅴ 新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。

ⅵ 新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ⅰ）株式公開日と平成24年10月26日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から１年を経過する日までは、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ⅱ）権利行使開始日から１年を経過した日の翌日から平成32年10月14日までは、割当数から（ⅰ）で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

（注）４ 新株予約権の取得条項

ⅰ 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ⅱ 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ⅲ 当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

（注）５　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（注）６　当社は、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の１個につき目的となる株式数は100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

⑤　第５回新株予約権（平成22年10月15日臨時株主総会決議に基づく平成23年２月16日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成26年１月31日）
新株予約権の数（個）	120	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	120（注）１	12,000（注）１．６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	82,000（注）２	820（注）２．６
新株予約権の行使期間	平成25年２月17日～ 平成32年10月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　82,000 資本組入額　41,000 （注）２	発行価格　820 資本組入額　410 （注）２．６
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（注）２　割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ｉ　当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii　当社が時価（但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（注）３ 新株予約権の行使の条件

i　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

iii　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

iv　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

v　新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。

vi　新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ｉ）株式公開日と平成25年２月17日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から１年を経過する日までは、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ii）権利行使開始日から１年を経過した日の翌日から平成32年10月14日までは、割当数から（ｉ）で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

（注）４ 新株予約権の取得条項

i　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ｉ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ii）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（iii）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii　当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

（注）５　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（注）６　当社は、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の１個につき目的となる株式数は100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

⑥　第６回新株予約権（平成23年11月８日臨時株主総会決議に基づく平成24年１月19日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 （平成25年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成26年１月31日）
新株予約権の数（個）	144	134
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	144（注）１	13,400（注）１．６
新株予約権の行使時の払込金額（円）	169,000（注）２	1,690（注）２．６
新株予約権の行使期間	平成26年１月20日～ 平成33年１月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　169,000 資本組入額　84,500 （注）２	発行価格　1,690 資本組入額　845 （注）２．６
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１　新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

（注）２　割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ｉ　当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii　当社が時価（但し、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場（以下「株式公開」という。）される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

（注）３ 新株予約権の行使の条件

i　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

ii　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

iii　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

iv　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

v　新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。

vi　新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

（ｉ）株式公開日と平成26年１月20日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から１年を経過する日までは、割当数の２分の１を上限として行使することができる。

（ii）権利行使開始日から１年を経過した日の翌日から、平成26年１月20日を始期としてその後７年間は、割当数から（ｉ）で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

（注）４ 新株予約権の取得条項

i　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

（ｉ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

（ii）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

（iii）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii　当社は、取締役会が別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

（注）５　当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（注）６　当社は、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っているため、提出日の前月末現在、新株予約権の１個につき目的となる株式数は100株であります。上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は、調整後の内容となっております。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成20年５月27日（注）１	普通株式 2,700 優先株式 △2,700	普通株式 4,300	－	100,000	－	115,000
平成26年１月30日（注）２	普通株式 3,175	普通株式 7,475	143,192	243,192	143,192	258,192
平成26年１月31日（注）３	普通株式 740,025	普通株式 747,500	－	243,192	－	258,192

（注）１．優先株式2,700株を普通株式へ転換したことによるものです。

２．新株予約権の権利行使による増加であります。

３．平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。

（５）【所有者別状況】

平成26年１月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	1	3	－	－	9	13	－
所有株式数（単元）	－	－	200	3,420	－	－	3,855	7,475	－
所有株式数の割合（%）	－	－	2.68	45.75	－	－	51.57	100	－

（注）　自己株式60,000株は、「個人その他」に600単元含まれております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成26年１月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　60,000	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　687,500	6,875	－
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	747,500	－	－
総株主の議決権	－	6,875	－

②【自己株式等】

平成26年１月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン	東京都中央区八重洲２－２－１	60,000	－	60,000	8.03
計	－	60,000	－	60,000	8.03

（7）【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

下記内容につきましては会社法に基づき、決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第２回新株予約権

決議年月日	平成22年10月15日臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役３
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権等の状況②」に記載されております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

② 第４回新株予約権

決議年月日	平成22年10月15日臨時株主総会決議 （平成22年10月25日取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員９
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権等の状況④」に記載されております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③　第５回新株予約権

決議年月日	平成22年10月15日臨時株主総会決議 （平成23年２月16日取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２、当社従業員５
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権等の状況⑤」に記載されております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④　第６回新株予約権

決議年月日	平成23年11月８日臨時株主総会決議 （平成24年１月19日取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数（名）	当社監査役１、当社従業員31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(２)新株予約権等の状況⑥」に記載されております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他（－）	－	－	－	－
保有自己株式数	600	－	60,000	－

（注）　平成26年１月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年１月31日付をもって普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、積極的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

当社は創業以来、経営基盤強化のために必要な内部留保の充実を優先するため配当を実施しておりません。しかしながら、利益の状況、翌期以降の収益見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案の上、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、配当性向30%以上を基本水準と定め、毎期継続的な配当を実施することを原則としております。

また、当社は中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役社長	－	本間　英明	昭和32年11月24日生	昭和57年２月　本間英明土地家屋調査士事務所開設 昭和60年11月　㈱中央調査設計 取締役社長就任 平成16年７月　㈱アイディーユー総合事務所（平成18年１月㈱マザーズエスクローに商号変更） 代表取締役就任 平成19年４月　当社 代表取締役社長就任（現任） 平成21年５月　㈱中央グループホールディングス 代表取締役会長就任	（注）２	228,000
専務取締役	管理本部長	久保内　隆	昭和24年6月16日生	平成元年４月　東亜建設工業㈱ 東京支店開発部開発課長就任 平成３年３月　㈱マイカル 経営企画室次長兼マイカル総合研究所次席研究員 平成７年４月　同社 マイカル総合研究所主席研究員兼マイカル経営企画室開発担当次長就任 平成９年４月　同社 マイカル・ホテル開業準備室長就任 平成10年４月　同社 マイカル・ホテル開業準備室長兼大連国際商貿大厦有限公司副総経理就任 平成14年12月　㈱三井物産戦略研究所 事業変革支援室客員研究員就任 平成16年４月　銚子市入庁 産業部長就任 平成18年12月　㈱マザーズエスクロー入社 平成19年４月　当社 取締役就任 平成19年６月　㈱マザーズエスクロー 取締役就任 平成20年５月　㈲中央ホールディングス 代表取締役就任 平成21年５月　当社 専務取締役就任（現任）	（注）２	10,000
取締役	システム業務本部長	漆原　達弥	昭和38年３月８日生	昭和59年４月　㈱ナカノコーポレーション入社 平成２年７月　㈱大塚商会入社 平成19年11月　㈱マザーズエスクロー入社 平成20年１月　当社 エスクローシステム（システム業務本部）部長就任 平成20年11月　当社 執行役員就任 平成21年５月　当社 取締役就任（現任）	（注）２	－
常勤監査役	－	森　兼吉	昭和20年９月28日生	昭和44年４月　㈱協和銀行（現㈱りそな銀行）入行 平成元年10月　同行 松本支店 支店長就任 平成２年11月　同行 事務部 副部長就任 平成７年10月　あさひ銀クレジット（現りそな保証㈱）出向 平成９年10月　同社 入社 企画部長就任 平成12年６月　同社 取締役就任 平成14年６月　同社 常務取締役就任 平成18年７月　㈱マザーズエスクロー 顧問就任 平成18年11月　同社 執行役員兼経営管理部長就任 平成19年９月　同社 内部監査室長就任 平成19年11月　当社 監査役就任（現任）	（注）３	－

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
監査役	－	本井　文夫	昭和19年７月26日生	昭和44年４月　裁判官任官（東京地方裁判所判事補） 昭和50年６月　弁護士登録(大阪弁護士会) 平成３年２月　財団法人ロームミュージックファンデーション監事（現任） 平成６年６月　中外炉工業㈱ 監査役就任（現任） 平成15年１月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員 平成17年４月　学校法人聖母被昇天学院評議員 平成18年３月　㈱熊谷組法遵守監査委員会委員 平成18年５月　日本ハム㈱ 社会企業価値評価委員会委員 平成23年６月　日本ハム㈱ 監査役就任（現任） 平成23年12月　当社 監査役就任（現任）	（注）４	－
監査役	－	山本　隆	昭和25年４月22日生	昭和63年４月　東京地方検察庁検事 平成元年４月　弁護士登録(東京弁護士会) 平成２年８月　海事補佐人登録（現任） 平成５年９月　山本隆法律事務所設立 所長弁護士（現任） 平成11年４月　東京弁護士会監事 平成12年４月　東京簡易裁判所調停委員 平成13年４月　最高裁判所司法研修所刑事弁護教官 平成23年５月　東京都人権擁護委員協議会副会長（現任） 平成23年12月　当社 監査役就任（現任）	（注）４	－
計						238,000

（注）１　監査役本井文夫及び山本隆は、社外監査役であります。

２　平成26年１月31日開催の臨時株主総会で選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

３　平成26年１月31日開催の臨時株主総会で選任され、任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

４　平成26年１月31日開催の臨時株主総会で選任され、任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

５　当社では、業務執行の監督機能と業務執行機能の効率化を図るために執行役員制度を導入しております。
平成26年２月26日時点での執行役員は４名で、経営企画室長　浅井健吾、人事総務部長　宇多健太郎、営業本部長　成宮正一郎、営業支援部長　西室太郎で構成されております。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業価値の極大化と永続的な企業発展を目的とし、公正で透明性の高い健全な経営体制を維持するために、法令遵守の徹底、組織体制の定期的な見直し、職務権限の明確化、監査機能の充実等内部統制の強化を図っております。今後も公正で透明性の高い健全な経営体制維持のために必要なコーポレート・ガバナンス体制を強化し、適時情報開示体制の充実を進めてまいります。

②会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

ア．会社の機関の基本説明

a．取締役会

取締役会は、代表取締役社長、取締役２名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。また、業務執行は、執行役員４名を選任し、迅速で的確な経営意思決定と業務遂行責任の明確化を可能とする体制としております。

取締役会は原則として月１回の頻度で開催され、必要に応じて臨時で招集されます。

b．経営委員会

経営委員会は代表取締役社長、取締役２名、執行役員４名、部長３名及び内部監査室長１名で構成され、経営に関する重要事項、経営に影響を及ぼす経費の支出について協議・決定または報告をしております。また、取締役会への付議事項の事前協議、決定を行うことにより、取締役会の円滑な運営を推進しております。

当委員会の議題の集約、議事録の作成、その他事務処理を行うために事務局を設けその事務局は経営企画室としております。

c．監査役会

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役３名（うち非常勤監査役２名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監視を行っております。非常勤監査役２名は弁護士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員からの報告の収受などのほか、常勤監査役は経営委員会への出席や稟議書の内容精査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また、監査役は監査計画の立案に当たって会計監査人及び内部監査室と意思疎通を図り、より効率的或いは効果的な内容となるよう連携をとっているほか、必要に応じて適宜打合せや意見交換を行っております。

d．コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスを円滑かつ効率的に実施するための施策・計画の策定等を協議・推進する機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会事務局の下に内部通報体制として、「ヘルプライン」を設置しております。情報受領者から報告・通報を受けたコンプライアンス委員会事務局はその内容を調査し、代表取締役社長に内容を報告し、会社は当該内容に応じて速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに、必要に応じて関係行政機関への報告等も行います。

e．リスク管理委員会

経営・事業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制の確立と的確な対応を図るべく、専務取締役を委員長としたリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会はリスク管理における基本方針・年度計画の策定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、役員及び従業員に対する教育研修等を主管しており、原則として年2回の頻度で開催しております。

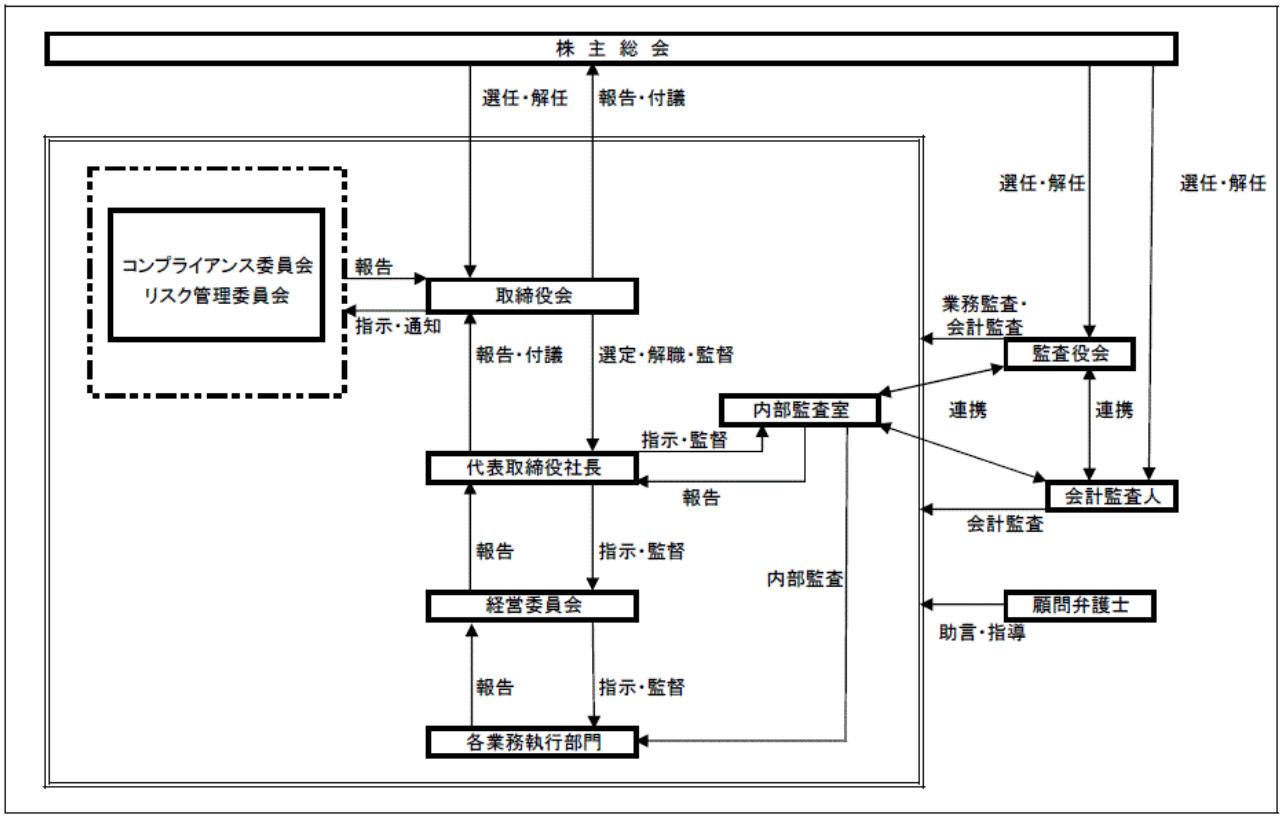
f．内部監査室

内部監査室は２名の従業員で構成されており、代表取締役直属の組織として内部統制の仕組みを監査し、内部統制システムの一層の充実を図っております。

g.顧問弁護士

当社は、法律上の判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討・判断しております。

イ．内部統制関係図



ウ．内部統制システムの整備状況

a．取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人（以下、役職員という。）の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためにコンプライアンス規程に定める「倫理規範」及び「行動指針」を策定しております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、経営委員会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは当社における「文書管理規程」に従い、所管部署が保存・管理しております。

所管部署は取締役及び監査役等から文書閲覧を求められた際には、速やかに対応しております。

c．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営及び事業活動を取り巻くさまざまなリスクに対する管理体制の確立と的確な対応を図るべく、「リスク管理規程」を制定しております。

また、リスク管理の指導を適切に行うために「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に係る方針、施策、年度計画の策定及び当社事業、その他業務に係る個別リスクの管理状況を把握し、当社の経営理念、経営戦略の達成を阻害するさまざまなリスクを軽減し、事業の継続と安定的発展を確保していくための体制としております。

d．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定例で毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について審議・決定を行っております。

また、経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るために、代表取締役社長、取締役、執行役員、部長及び内部監査室長により構成される経営委員会を原則毎月隔週１回開催し、職務執行に関する重要事項について協議しております。

e．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社を有していないため、該当事項はありません。

f．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めるものとしております。

監査役は、以下の事項の明確化など、補助使用人の独立性の確保に必要な事項を検討するものとしております。

・補助使用人の権限
・補助使用人の属する組織
・監査役の補助使用人に対する指揮命令権
・補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対する監査役の同意権

g．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会及び経営委員会への監査役の出席を通じて職務の執行状況を報告することとしております。

また、監査役は取締役が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役会に報告するよう求めるものとしております。

h．その他監査役の監査が実効性をもって実施されることを確保するための体制

監査役は、取締役会及び経営委員会等の重要な会議において職務の執行状況を報告する他、代表取締役社長と随時意見交換を行っております。

i．財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制に関する体制を構築するために、「財務報告に係る内部統制基本規程」等の社内規程を整備し、その体制の整備運用を推進しております。

j．反社会的勢力への対応

「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から執拗、かつ不当に、金銭その他の経済的利益の提供を要求されたときは、直ちに所管警察署と連携し毅然とした態度で組織的に対応することを基本方針としております。

また、公益社団法人　警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)に加入しており、定期的に研修会等に参加しております。

エ．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は代表取締役社長直轄組織の内部監査室が従業員２名をもって担当しており、各事業部門の業務活動が会社の方針、規程に従い、適正かつ効率よく執行されているか否かを監査しております。監査結果については代表取締役社長に適宜報告するとともに、監査において発見された問題点については、被監査部門・部署に通知し、改善のための措置を求めるなど、内部統制の有効性の向上に努めております。

また、当社は監査役制度を採用しており、監査役は監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査の方針及び監査計画等に基づき、取締役会等に出席し必要に応じて意見等を述べるほか、経営方針の決定過程及び業務執行を監視しております。

なお、監査役会及び内部監査室とは、必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

オ．会計監査の状況

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、年間監査計画に基づき、当社の監査を行っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	監査業務補助者の構成	所属する監査法人名
指定有限責任社員　業務執行社員　園田　博之 指定有限責任社員　業務執行社員　宮下　卓士	公認会計士等11名	有限責任 あずさ監査法人

なお、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、三者合同会議を定期的に実施し適宜意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

カ．社外取締役及び社外監査役との関係

社外監査役である本井文夫氏並びに山本隆氏と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、当社において社外取締役の選任はありません。

キ．リスク管理体制の整備状況

当社では、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、コンプライアンス規程を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守し高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。

また、市場、情報セキュリティ、環境、労務等事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、専務取締役を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。リスク管理委員会は取締役及び委員長が指名する者を加え、当社運営に関する全社的、総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各本部長は担当部署のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。

ク．役員報酬の内容

当事業年度における当社の役員報酬の内容は以下のとおりです。

取締役の年間報酬総額　　56,300千円

監査役の年間報酬総額　　7,200千円（うち社外監査役3,600千円）

ケ．取締役の定数

当社の取締役は５名以内とする旨定款に定めております。

コ．取締役の選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

サ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第５項の規定により、取締役会の決議によって毎年８月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

シ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

ス．監査役の責任免除

当社は、監査役の責任免除について、会社法第427条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

これは、監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

セ．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策

支配株主等と当社との取引条件につきましては、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しており、少数株主の利益を損ねることのないよう努めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
6,000	2,000	7,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、短期調査業務等に対するものであります。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の業務内容・規模等を勘案したうえで決定しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

（２）当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

（１）当社は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第216条の２第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、前事業年度（平成23年３月１日から平成24年２月29日まで）及び当事業年度（平成24年３月１日から平成25年２月28日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（２）当社は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第216条の２第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準じて、第３四半期会計期間（平成25年９月１日から平成25年11月30日まで）及び第３四半期累計期間（平成25年３月１日から平成25年11月30日まで）の四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため監査法人をはじめとする各種団体が主催するセミナーへ参加しております。

1 【財務諸表等】
（1）【財務諸表】
①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	453,782	771,996
売掛金	140,691	129,565
仕掛品	4,874	12,768
前払費用	9,508	7,861
繰延税金資産	1,264	8,365
未収入金	47,666	152
1年内回収予定の長期貸付金	837	－
その他	1	363
貸倒引当金	－	△90
流動資産合計	658,624	930,983
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,866	9,866
工具、器具及び備品	21,167	14,272
リース資産	13,460	13,460
減価償却累計額	△23,319	△20,843
有形固定資産合計	21,174	16,755
無形固定資産		
借地権	2,551	2,551
ソフトウエア	7,497	2,030
リース資産	4,700	19,631
ソフトウエア仮勘定	－	18,700
無形固定資産合計	14,748	42,913
投資その他の資産		
長期前払費用	229	181
差入保証金	33,865	34,104
繰延税金資産	－	140
投資その他の資産合計	34,094	34,426
固定資産合計	70,017	94,095
資産合計	728,641	1,025,078

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,525	6,124
リース債務	4,433	8,297
未払金	81,296	107,288
未払法人税等	15,715	97,717
未払消費税等	5,068	8,467
預り金	3,167	2,945
その他	102	－
流動負債合計	116,309	230,841
固定負債		
リース債務	13,915	22,587
固定負債合計	13,915	22,587
負債合計	130,224	253,428
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	115,000	115,000
資本剰余金合計	115,000	115,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	406,582	579,815
利益剰余金合計	406,582	579,815
自己株式	△49,200	△49,200
株主資本合計	572,382	745,615
新株予約権	26,035	26,035
純資産合計	598,417	771,650
負債純資産合計	728,641	1,025,078

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成25年11月30日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	802,820
売掛金	100,467
仕掛品	10,974
前払費用	16,336
繰延税金資産	4,373
その他	92
貸倒引当金	△70
流動資産合計	934,995
固定資産	
有形固定資産	
建物	9,866
工具、器具及び備品	14,272
リース資産	13,460
減価償却累計額	△24,143
有形固定資産合計	13,455
無形固定資産	
借地権	2,551
ソフトウエア	1,501
リース資産	15,706
ソフトウエア仮勘定	18,700
無形固定資産合計	38,459
投資その他の資産	
長期前払費用	181
差入保証金	34,104
長期預金	※1 100,000
繰延税金資産	102
投資その他の資産合計	134,389
固定資産合計	186,304
資産合計	1,121,299

（単位：千円）

	当第３四半期会計期間 （平成25年11月30日）
負債の部	
流動負債	
買掛金	6,873
リース債務	8,343
未払金	73,965
未払法人税等	43,806
未払消費税等	15,703
その他	7,919
流動負債合計	156,611
固定負債	
リース債務	16,323
固定負債合計	16,323
負債合計	172,934
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
資本剰余金	115,000
利益剰余金	756,529
自己株式	△49,200
株主資本合計	922,329
新株予約権	26,035
純資産合計	948,364
負債純資産合計	1,121,299

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
売上高	1,128,838	1,169,722
売上原価	596,816	542,649
売上総利益	532,022	627,072
販売費及び一般管理費	※1 349,293	※1 329,084
営業利益	182,728	297,988
営業外収益		
受取利息	1,098	478
受取手数料	3,245	－
助成金収入	－	700
受取家賃	－	1,081
講演料収入	－	3,097
雑収入	329	368
営業外収益合計	4,673	5,726
営業外費用		
支払利息	1,416	257
支払保証料	981	－
賃貸借契約解約損	－	3,999
雑損失	100	58
営業外費用合計	2,498	4,315
経常利益	184,903	299,399
特別利益		
貸倒引当金戻入額	21,753	－
特別利益合計	21,753	－
特別損失		
固定資産除却損	－	※2 294
減損損失	※3 5,981	※3 359
特別損失合計	5,981	654
税引前当期純利益	200,675	298,745
法人税、住民税及び事業税	69,955	132,754
法人税等調整額	13,733	△7,241
法人税等合計	83,689	125,512
当期純利益	116,985	173,232

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日） 金額（千円）		構成比（%）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日） 金額（千円）		構成比（%）
Ⅰ．労務費							
1．給与及び手当		313,993			265,409		
2．法定福利費		41,363			36,847		
3．賞与		7,150	362,507	60.7	20,421	322,678	58.6
Ⅱ．外注費			164,485	27.5		147,033	26.7
Ⅲ．経費							
1．旅費交通費		13,831			16,365		
2．減価償却費		7,055			6,297		
3．租税公課		4,706			1,764		
4．支払リース料		5,342			4,812		
5．消耗品費		2,658			7,023		
6．保険料		12,064			12,318		
7．支払手数料		24,193			30,306		
8．その他		762	70,613	11.8	1,943	80,831	14.7
小計			597,605	100.0		550,543	100.0
期首仕掛品たな卸高			4,085			4,874	
合計			601,690			555,417	
期末仕掛品たな卸高			4,874			12,768	
売上原価			596,816			542,649	

（注）原価計算の方法は、個別原価計算であります。

【四半期損益計算書】
【第３四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第３四半期累計期間 （自　平成25年３月１日 至　平成25年11月30日）
売上高	961,818
売上原価	441,347
売上総利益	520,471
販売費及び一般管理費	231,238
営業利益	289,232
営業外収益	
受取利息	158
受取賃貸料	157
助成金収入	1,500
その他	42
営業外収益合計	1,859
営業外費用	
支払利息	143
その他	25
営業外費用合計	168
経常利益	290,923
税引前四半期純利益	290,923
法人税、住民税及び事業税	110,179
法人税等調整額	4,029
法人税等合計	114,208
四半期純利益	176,714

③【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	100,000	100,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	115,000	115,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	115,000	115,000
資本剰余金合計		
当期首残高	115,000	115,000
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	115,000	115,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	289,596	406,582
当期変動額		
当期純利益	116,985	173,232
当期変動額合計	116,985	173,232
当期末残高	406,582	579,815
利益剰余金合計		
当期首残高	289,596	406,582
当期変動額		
当期純利益	116,985	173,232
当期変動額合計	116,985	173,232
当期末残高	406,582	579,815
自己株式		
当期首残高	△49,200	△49,200
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	△49,200	△49,200

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
株主資本合計		
当期首残高	455,396	572,382
当期変動額		
当期純利益	116,985	173,232
当期変動額合計	116,985	173,232
当期末残高	572,382	745,615
新株予約権		
当期首残高	26,035	26,035
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	26,035	26,035
純資産合計		
当期首残高	481,431	598,417
当期変動額		
当期純利益	116,985	173,232
当期変動額合計	116,985	173,232
当期末残高	598,417	771,650

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	200,675	298,745
減価償却費	12,968	15,620
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△21,753	90
受取利息及び受取配当金	△1,098	△478
支払利息	1,416	257
固定資産除却損	－	294
減損損失	5,981	359
売上債権の増減額（△は増加）	△1,531	11,125
たな卸資産の増減額（△は増加）	△789	△7,894
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,328	△401
前払費用の増減額（△は増加）	1,317	1,646
未収入金の増減額（△は増加）	123,920	47,253
未払金の増減額（△は減少）	△29,382	25,141
未払消費税等の増減額（△は減少）	△16,849	3,399
その他	6,138	△638
小計	279,686	394,522
利息及び配当金の受取額	1,155	738
利息の支払額	△1,416	△257
法人税等の支払額	△137,690	△50,752
営業活動によるキャッシュ・フロー	141,734	344,250
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△530	△306
無形固定資産の取得による支出	△1,008	△18,700
定期預金の払戻による収入	152,035	342,035
定期預金の預入による支出	△200,540	△400,080
短期貸付金の回収による収入	24,800	－
長期貸付金の回収による収入	42,108	837
差入保証金の差入による支出	－	△239
差入保証金の回収による収入	1,056	－
預り敷金及び保証金の返還による支出	△14,542	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,380	△76,454
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	－
短期借入金の返済による支出	△100,000	－
長期借入金の返済による支出	△45,342	－
リース債務の返済による支出	△824	△7,627
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,166	△7,627
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	98,948	260,168
現金及び現金同等物の期首残高	212,799	311,747
現金及び現金同等物の期末残高	※1　311,747	※1　571,916

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物　10～23年

工具、器具及び備品　４～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4)長期前払費用

均等償却によっております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度における引当金残高はありません。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

１．たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

２．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

建物　10～23年

工具、器具及び備品　４～20年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4)長期前払費用
均等償却によっております。

3．引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日)	当事業年度 (自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日)
(資産除去債務に関する会計基準の適用) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号　平成20年３月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号　平成20年３月31日)を適用しております。 これによる当事業年度の損益に与える影響はありません。	―
(１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、平成24年３月１日に開始する事業年度(以下「翌事業年度」という。)における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。 翌事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号　平成22年６月30日)、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分)及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第９号　平成22年６月30日)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。 翌事業年度の貸借対照表日後に株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。 なお、１株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	(１株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第２号　平成22年６月30日)、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分)及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第９号　平成22年６月30日)を適用しております。 当事業年度の貸借対照表日後に株式分割を行いましたが、前事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。 なお、１株当たり情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

（追加情報）

前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
―	（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用） 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

（貸借対照表関係）

保証債務

当社は、取引先である司法書士が行う登記業務の事務過誤等によって発生しうる金銭的負担を次の金額を上限として負担しております。

前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
4,000,000千円	4,000,000千円

なお、上記金額のうち500,000千円については、AIU損害保険株式会社から司法書士に保険金が支払われる保険契約を締結しております。

（損益計算書関係）

※１販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度８％、当事業年度８％、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度92%、当事業年度92%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
役員報酬	63,600千円	63,500千円
給料及び手当	108,318	91,790
法定福利費	22,850	20,887
地代家賃	22,801	33,524
業務委託費	46,351	29,715
減価償却費	5,913	9,323
貸倒引当金繰入額	－	90

※２固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
工具、器具及び備品	－	294千円

※３減損損失

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

(1)当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 （千円）
東京都 中央区	遊休資産	工具、器具及び備品	236
		ソフトウエア	1,239
		長期前払費用	4,504
合計			5,981

(2)減損損失を認識するに至った経緯

今後の使用見込みがなくなった遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に5,981千円計上しております。

(3)資産のグルーピングの方法

遊休資産については個々の物件をグルーピングの単位としております。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、遊休資産については売却可能性が見込めないため正味売却価額は零と評価しております。

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

(1)当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
東京都中央区	事業用資産	工具、器具及び備品	214
		ソフトウエア	145
合計			359

(2)減損損失を認識するに至った経緯

「BPO事業」について営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなる見込みであることから当該資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に359千円計上しております。

(3)資産のグルーピングの方法

事業用資産については報告セグメントをグルーピングの単位としております。

(4)回収可能価額の算定方法

回収可能価額は正味売却価額により測定しており、「BPO事業」において使用している資産については売却可能性が見込めないため正味売却価額は零と評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,300	－	－	4,300

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	600	－	－	600

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成22年第１回新株予約権	普通株式	1,650	－	－	1,650	13,530
	平成22年第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成22年第３回新株予約権	普通株式	1,525	－	－	1,525	12,505
	平成22年第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成23年第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成24年第６回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	3,175	－	－	3,175	26,035

（注）　平成22年第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
平成22年第４回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
平成23年第５回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
平成24年第６回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,300	－	－	4,300

２．自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	600	－	－	600

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	平成22年第１回新株予約権	普通株式	1,650	－	－	1,650	13,530
	平成22年第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成22年第３回新株予約権	普通株式	1,525	－	－	1,525	12,505
	平成22年第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成23年第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成24年第６回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	3,175	－	－	3,175	26,035

（注）　平成24年第６回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　453,782千円 預入期間３か月超の定期預金　△142,035 〃 現金及び現金同等物　311,747千円	※１　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金　771,996千円 預入期間３か月超の定期預金　△200,080 〃 現金及び現金同等物　571,916千円

（リース取引関係）
前事業年度（平成24年２月29日）
（借主側）
ファイナンス・リース取引
（１）所有権移転外ファイナンス・リース取引
①リース資産の内容
有形固定資産
サーバー及びコンピューター端末機（工具、器具及び備品）であります。

無形固定資産
ソフトウエアであります。

②リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針の２．固定資産の減価償却の方法（３）リース資産に記載のとおりであります。

当事業年度（平成25年２月28日）
（借主側）
ファイナンス・リース取引
（１）所有権移転外ファイナンス・リース取引
①リース資産の内容
有形固定資産
サーバー及びコンピューター端末機（工具、器具及び備品）であります。

無形固定資産
ソフトウエアであります。

②リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針の２．固定資産の減価償却の方法（３）リース資産に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は１年以内の支払期日となっております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務の償還日は決算日後、最長で５年後であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年２月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	453,782	453,782	－
(2) 売掛金	140,691	140,691	－
(3) 未収入金	47,666	47,666	－
(4) １年内回収予定の長期貸付金	837	837	－
資産計	642,977	642,977	－
(1) 買掛金	6,525	6,525	－
(2) リース債務 （１年内返済予定を含む）	18,348	18,363	15
(3) 未払金	81,296	81,296	－
(4) 未払法人税等	15,715	15,715	－
(5) 未払消費税等	5,068	5,068	－
負債計	126,952	126,967	15

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金及び預金、(2)　売掛金、(3)　未収入金 (4)　１年内回収予定の長期貸付金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)　買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)　リース債務（１年内返済予定を含む）

当社では、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
差入保証金（※１）	33,865

（※１）　差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが困難と認められることから、上記表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	453,782	－	－	－
売掛金	140,691	－	－	－
未収入金	47,666	－	－	－
１年内回収予定の長期貸付金	837	－	－	－
合計	642,977	－	－	－

４．リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	4,433	4,074	4,123	4,066	1,651	―

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は１年以内の支払期日となっております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務の償還日は決算日後、最長で４年後であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成25年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	771,996	771,996	－
(2) 売掛金	129,565	129,565	－
(3) 未収入金	152	152	－
資産計	901,715	901,715	－
(1) 買掛金	6,124	6,124	－
(2) リース債務 （１年内返済予定を含む）	30,884	30,762	△122
(3) 未払金	107,288	107,288	－
(4) 未払法人税等	97,717	97,717	－
(5) 未払消費税等	8,467	8,467	－
負債計	250,482	250,358	△122

（注）　１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金及び預金、(2)　売掛金、(3)　未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1)　買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)　リース債務（１年内返済予定を含む）

当社では、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割引いて算出する方法によっております。

２．時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
差入保証金（※１）	34,104

（※１）差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが困難と認められることから、上記表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	771,996	－	－	－
売掛金	129,565	－	－	－
未収入金	152	－	－	－
合計	901,715	－	－	－

４．リース債務の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
リース債務	8,297	8,359	8,314	5,913	―	―

（有価証券関係）

前事業年度（平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成23年３月１日　至　平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成24年３月１日　至　平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役３	当社従業員９
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　200	普通株式　240
付与日	平成22年10月15日	平成22年10月25日
権利確定条件	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自　平成24年10月16日 至　平成32年10月14日	自　平成24年10月26日 至　平成32年10月14日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２ 当社従業員５	当社監査役１ 当社従業員31
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　140	普通株式　154
付与日	平成23年２月16日	平成24年１月19日
権利確定条件	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自　平成25年２月17日 至　平成32年10月14日	自　平成26年１月20日 至　平成33年１月19日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末（株）	200	240
付与（株）	－	－
失効（株）	－	50
権利確定（株）	－	－
未確定残（株）	200	190
権利確定後		
前事業年度末（株）	－	－
権利確定（株）	－	－
権利行使（株）	－	－
失効（株）	－	－
未行使残（株）	－	－

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末（株）	140	－
付与（株）	－	154
失効（株）	20	－
権利確定（株）	－	－
未確定残（株）	120	154
権利確定後		
前事業年度末（株）	－	－
権利確定（株）	－	－
権利行使（株）	－	－
失効（株）	－	－
未行使残（株）	－	－

②単価情報

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
権利行使価格（円）	82,000	82,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格（円）	82,000	169,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、第６回新株予約権については類似会社比較方式により算定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額　42,094千円

②当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額　該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1)ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役３	当社従業員９
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　200	普通株式　240
付与日	平成22年10月15日	平成22年10月25日
権利確定条件	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自　平成24年10月16日 至　平成32年10月14日	自　平成24年10月26日 至　平成32年10月14日

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２ 当社従業員５	当社監査役１ 当社従業員31
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　140	普通株式　154
付与日	平成23年２月16日	平成24年１月19日
権利確定条件	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自　平成25年２月17日 至　平成32年10月14日	自　平成26年１月20日 至　平成33年１月19日

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末（株）	200	190
付与（株）	－	－
失効（株）	50	55
権利確定（株）	－	－
未確定残（株）	150	135
権利確定後		
前事業年度末（株）	－	－
権利確定（株）	－	－
権利行使（株）	－	－
失効（株）	－	－
未行使残（株）	－	－

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末（株）	120	154
付与（株）	－	－
失効（株）	－	10
権利確定（株）	－	－
未確定残（株）	120	144
権利確定後		
前事業年度末（株）	－	－
権利確定（株）	－	－
権利行使（株）	－	－
失効（株）	－	－
未行使残（株）	－	－

②単価情報

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
権利行使価格（円）	82,000	82,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

	第５回新株予約権	第６回新株予約権
権利行使価格（円）	82,000	169,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額　177,906千円

②当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額　該当事項はありません。

（税効果会計関係）

前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 未払事業税　2,433千円 前払費用　562　〃 その他　317　〃 繰延税金資産合計　3,313千円 （繰延税金負債） 仕掛品　2,049千円 繰延税金負債合計　2,049　〃 繰延税金資産純額　1,264千円 繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産－繰延税金資産　1,264千円	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 未払事業税　8,365千円 減損損失　140　〃 繰延税金資産合計　8,505千円 繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産－繰延税金資産　8,365千円 固定資産－繰延税金資産　140千円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。
―	３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に交付され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。 これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の42.1%から、平成25年３月１日に開始する事業年度から平成27年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については39.4%に、平成28年３月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については37.1%となります。 この税率変更により、繰延税金資産の金額は573千円減少し、法人税等調整額は573千円増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

当社は、本社の不動産賃貸借契約に基づく、退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

１．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、システム提供を主とする「エスクローサービス」及び不動産取引に付随する周辺事務の受託を主とする「BPO」の２つを報告セグメントとしております。

(2) 各セグメントに属するサービスの種類

「エスクローサービス」は、金融機関及び司法書士（司法書士法人）に向けた事務手続きの進捗管理を行うシステムの提供、取引決済に必要なエスクロー口座の提供、取引の保証を行っております。

「BPO」は、主に金融機関に対して、担保評価における物件調査、金銭消費貸借契約書の締結事務など、不動産取引にかかる一部業務の受託及び専門事務に精通したスタッフによる事務代行業務を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額
	エスクローサービス	BPO	計	（注）１	（注）２
売上高					
外部顧客への売上高	558,435	570,403	1,128,838	－	1,128,838
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	558,435	570,403	1,128,838	－	1,128,838
セグメント利益	476,515	55,507	532,022	△349,293	182,728
セグメント資産	86,221	76,300	162,521	566,120	728,641
その他の項目					
減価償却費	6,874	181	7,055	5,913	12,968
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,687	202	5,889	14,840	20,729

（注）１．調整額の内容は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額△349,293千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門で生じた販売費及び一般管理費であります。

（2）セグメント資産の調整額566,120千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

（3）減価償却費の調整額5,913千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

（4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額14,840千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る資産の増加額であります。

（注）２．セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

１．報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、システム提供を主とする「エスクローサービス」及び不動産取引に付随する周辺事務の受託を主とする「BPO」の２つを報告セグメントとしております。

(2) 各セグメントに属するサービスの種類

「エスクローサービス」は、金融機関及び司法書士（司法書士法人）に向けた事務手続きの進捗管理を行うシステムの提供、取引決済に必要なエスクロー口座の提供、取引の保証を行っております。

「BPO」は、主に金融機関に対して、担保評価における物件調査、金銭消費貸借契約書の締結事務など、不動産取引にかかる一部業務の受託及び専門事務に精通したスタッフによる事務代行業務を行っております。

２．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

３．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	財務諸表計上額
	エスクローサービス	BPO	計	（注）１	（注）２
売上高					
外部顧客への売上高	648,232	521,489	1,169,722	－	1,169,722
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	648,232	521,489	1,169,722	－	1,169,722
セグメント利益	561,235	65,837	627,072	△329,084	297,988
セグメント資産	111,339	58,888	170,227	854,850	1,025,078
その他の項目					
減価償却費	6,161	135	6,297	9,323	15,620
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	18,700	306	19,006	21,014	40,020

（注）１．調整額の内容は以下のとおりであります。

（１）セグメント利益の調整額△329,084千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門で生じた販売費及び一般管理費であります。

（２）セグメント資産の調整額854,850千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

（３）減価償却費の調整額9,323千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

（４）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額21,014千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る資産の増加額であります。

（注）２．セグメント利益は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
司法書士法人中央グループ	213,555	エスクローサービス、BPO
株式会社コスモホールディングス	204,357	エスクローサービス
住信SBIネット銀行株式会社	202,244	BPO

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
司法書士法人中央グループ	300,814	エスクローサービス
株式会社コスモホールディングス	192,021	エスクローサービス
住信SBIネット銀行株式会社	187,615	BPO

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去（注）	合計
	エスクローサービス	BPO	計		
減損損失	4,504	－	4,504	1,476	5,981

（注）「全社・消去」の金額は、各報告セグメントに配分していない資産にかかるものであります。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント			全社・消去	合計
	エスクローサービス	BPO	計		
減損損失	－	359	359	－	359

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号　平成21年３月27日公表分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号　平成20年３月21日）を適用しております。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社中央グループホールディングス	東京都中央区	100,000	資産管理	（被所有）直接65.4	資金の貸付経理財務及び人事労務業務の委託	資金の回収	21,566	－	－
							経理財務及び人事労務業務の委託	18,000	－	－
	株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区	50,000	不動産鑑定業	－	資金の貸付	資金の貸付	15,000	－	－
							資金の回収	39,800		

（注）１．　取引条件及び取引条件の決定方針等、上記各社への資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

２．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

３．株式会社中央グループホールディングスにつきましては、当社の代表取締役社長である本間英明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

４．株式会社中央グループは、平成23年11月１日に株式会社中央グループホールディングスが保有する株式会社中央グループの株式全株を譲受したことにより関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

該当事項はありません。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

１．関連当事者との取引

該当事項はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

該当事項はありません。

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
１株当たり純資産額　1,546.98円 １株当たり当期純利益金額　316.18円 （会計方針の変更） 下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、平成24年３月１日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。 翌事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用され、財務諸表等規則附則第３項の規定に基づき、当事業年度についても当該会計基準等を適用しております。 この適用により、翌事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、当事業年度の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。 これらの会計基準等を適用しなかった場合の、当事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。 １株当たり純資産額　154,697.90円 １株当たり当期純利益金額　31,617.78円	１株当たり純資産額　2,015.18円 １株当たり当期純利益金額　468.20円 （会計方針の変更） 当事業年度より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。 この適用により、当事業年度の貸借対照表日後に行った株式分割は、前事業年度の期首に行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。 これらの会計基準等を適用しなかった場合の、前事業年度の１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額は、以下のとおりであります。 １株当たり純資産額　154,697.90円 １株当たり当期純利益金額　31,617.78円

（注）　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

１．１株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度 （平成24年２月29日）	当事業年度 （平成25年２月28日）
貸借対照表の純資産部の合計額（千円）	598,417	771,650
普通株式に係る純資産額（千円）	572,382	745,615
差額の主な内訳（千円） 新株予約権	26,035	26,035
普通株式の発行済株式数（株）	430,000	430,000
普通株式の自己株式数（株）	60,000	60,000
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	370,000	370,000

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 （自　平成23年３月１日 至　平成24年２月29日）	当事業年度 （自　平成24年３月１日 至　平成25年２月28日）
当期純利益（千円）	116,985	173,232
普通株式に係る当期純利益（千円）	116,985	173,232
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
期中平均株式数（株）	370,000	370,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類（新株予約権の数3,839個）。これらの詳細は、「第４提出会社の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権6種類（新株予約権の数3,724個）。これらの詳細は、「第４提出会社の状況　（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自平成23年３月１日　至平成24年２月29日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年３月１日　至平成25年２月28日）

（株式分割及び単元株制度の導入）

当社は、平成26年１月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年１月31日付で以下のとおり株式分割を行っております。また、平成26年１月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１．株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を導入し、それに伴い、株式分割を実施致しました。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成26年１月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式１株につき100株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

①株式の分割前の発行済株式総数　7,475株
②今回の分割により増加する株式数　740,025株
③株式分割後の発行済株式総数　747,500株
④株式分割後の発行可能株式総数　1,000,000株

３．株式分割及び単元株制度採用の時期

平成26年１月31日を効力発生日としております。

４．単元株制度の採用

「３．株式分割及び単元株制度採用の時期」の効力発生日をもって、単元株式数を100株としております。

５．１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

（新株予約権の行使による増資について）

平成26年１月30日に第１回新株予約権1,650個及び第３回新株予約権1,525個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

（１）発行した株式の種類及び数	普通株式	3,175株
（２）発行価格		90,200円
（３）発行総額		286,385千円
（４）資本組入額		143,192千円

【注記事項】

（四半期貸借対照表関係）

※１．担保に供している資産

質権設定された定期預金は次のとおりであります。

	当第３四半期会計期間 （平成25年11月30日）
長期預金	100,000千円

２．保証債務

当社は、取引先である司法書士が行う登記業務の事務過誤等によって発生しうる金銭的負担を負担しておりましたが、当該保証債務は平成25年６月30日をもって取引を終了したため解除となりました。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第３四半期累計期間（自　平成25年３月１日　至　平成25年11月30日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	四半期損益計算書計上額（注）２
	エスクローサービス	BPO	計		
売上高					
外部顧客への売上高	477,926	483,891	961,818	－	961,818
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－	－	－
計	477,926	483,891	961,818	－	961,818
セグメント利益	425,328	95,142	520,471	△231,238	289,232

（注）１．セグメント利益の調整額△231,238千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、報告セグメントに帰属しない本社部門で生じた販売費及び一般管理費であります。

（注）２．セグメント利益は、損益計算書の営業利益との調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第３四半期累計期間 （自　平成25年３月１日 至　平成25年11月30日）
１株当たり四半期純利益金額	477.61円
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	176,714
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	176,714
普通株式の期中平均株式数（株）	370,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．当社は、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（株式分割及び単元株制度の導入）

当社は、平成26年１月14日開催の取締役会決議に基づき、平成26年１月31日付で以下のとおり株式分割を行っております。また、平成26年１月31日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

１．株式分割及び単元株制度導入の目的

当社株式の上場に備え、投資家の利便性向上及び当社株式の流動性向上を図るため、単元株制度を導入し、それに伴い、株式分割を実施致しました。なお、本株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変動はありません。

２．株式分割の概要

（１）分割の方法

平成26年１月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式１株につき100株の割合をもって分割しております。

（２）分割により増加する株式数

①株式の分割前の発行済株式総数　7,475株
②今回の分割により増加する株式数　740,025株
③株式分割後の発行済株式総数　747,500株
④株式分割後の発行可能株式総数　1,000,000株

３．株式分割及び単元株制度採用の時期

平成26年１月31日を効力発生日としております。

４．単元株制度の採用

「３．株式分割及び単元株制度採用の時期」の効力発生日をもって、単元株式数を100株としております。

５．１株当たり情報に及ぼす影響

「１株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

（新株予約権の行使による増資について）

平成26年１月30日に第１回新株予約権1,650個及び第３回新株予約権1,525個について権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は次のとおりであります。

（１）発行した株式の種類及び数	普通株式	3,175株
（２）発行価格		90,200円
（３）発行総額		286,385千円
（４）資本組入額		143,192千円

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	9,866	－	－	9,866	4,636	1,367	5,230
工具、器具及び備品	21,167	1,156	8,051 (214)	14,272	12,367	1,007	1,905
リース資産	13,460	－	－	13,460	3,839	2,691	9,620
有形固定資産計	44,493	1,156	8,051 (214)	37,599	20,843	5,066	16,755
無形固定資産							
借地権	2,551	－	－	2,551	－	－	2,551
ソフトウエア	46,198	－	145 (145)	46,053	44,022	5,321	2,030
リース資産	4,800	20,164	－	24,964	5,332	5,232	19,631
ソフトウエア仮勘定	－	18,700	－	18,700	－	－	18,700
無形固定資産計	53,549	38,864	145 (145)	92,268	49,355	10,554	42,913
長期前払費用	229	303	350	181	－	－	181

（注）１．当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産	業務用ソフトウェア	20,164千円
ソフトウエア仮勘定	業務用データベース	18,700千円

２．「当期減少額」欄の（　）は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定のリース債務	4,433	8,297	0.8	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
リース債務（１年以内に返済予定のものを除く。）	13,915	22,587	0.8	平成26年３月～平成29年２月
その他有利子負債	－	－	－	－
合計	18,348	30,884	－	－

（注）１．「平均利率」については、当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．リース債務（１年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
リース債務	8,359	8,314	5,913	－

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	－	90	－	－	90

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	61
預金	
普通預金	571,854
定期預金	200,080
小計	771,935
合計	771,996

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
司法書士法人中央グループ	49,748
住信SBIネット銀行株式会社	19,153
株式会社コスモホールディングス	16,009
司法書士法人Wing	8,836
SDPセンター株式会社	5,762
その他	30,056
合計	129,565

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首繰越高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末繰越高（千円） (D)	回収率（％） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
140,691	1,222,040	1,233,165	129,565	90.5	40.4

（注）　消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

ハ．仕掛品

区分	金額（千円）
業務受託原価	12,768
合計	12,768

② 流動負債

イ．買掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
株式会社三友システムアプレイザル	2,005
サリュ合同会社	1,354
株式会社帝国データバンクビジネスサービス	368
プラス事務所土地家屋調査士法人	63
株式会社ランズ	22
その他	2,310
合計	6,124

ロ．未払金

相手先	金額（千円）
給与手当	41,354
賞与	34,107
アデコ株式会社	7,864
株式会社東京海上日動キャリアサービス	4,794
サンライフ・クリエイション株式会社	2,586
その他	16,582
合計	107,288

ハ．未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税	63,152
未払事業税	21,232
未払住民税	13,332
合計	97,717

（3）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年３月１日から翌年２月末日まで
定時株主総会	毎年５月
基準日	毎年２月末日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年８月31日 毎年２月末日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	―
株主名簿管理人	―
取次所	―
名義書換手数料	―
新券交付手数料	―
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社　全国本支店
買取手数料	無料　（注１）
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 http://www.ea-j.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

２．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができる旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第１【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表間の比較可能性を向上させるため、財務諸表の様式については、第一部に記載の財務諸表に準じて記載しております。また、連動子会社はありません。

1 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第２期 （平成21年２月28日）	第３期 （平成22年２月28日）	第４期 （平成23年２月28日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	119,767	259,750	306,329
売掛金	135,714	136,011	139,159
仕掛品	－	－	4,085
前払費用	3,684	7,569	12,328
繰延税金資産	－	－	5,850
未収入金	7,003	14,053	128,137
短期貸付金	－	1,702	24,800
１年内回収予定の長期貸付金	15,600	12,000	6,000
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,840	11,170	11,510
その他	2,980	3,704	5,883
流動資産合計	295,590	445,963	644,085
固定資産			
有形固定資産			
建物	3,808	5,293	9,866
工具、器具及び備品	13,237	14,350	22,896
減価償却累計額	△6,526	△10,935	△20,900
有形固定資産合計	10,519	8,707	11,861
無形固定資産			
借地権	－	2,551	2,551
ソフトウエア	29,982	24,802	15,225
無形固定資産合計	29,982	27,353	17,776
投資その他の資産			
投資有価証券	50	－	－
長期貸付金	16,700	4,000	15,379
関係会社長期貸付金	32,737	21,566	10,055
長期前払費用	16,161	12,901	3,231
差入保証金	36,702	37,485	34,922
長期未収入金	－	－	43,506
繰延税金資産	－	－	9,147
貸倒引当金	－	－	△21,753
投資その他の資産合計	102,350	75,953	94,489
固定資産合計	142,852	112,014	124,127
資産合計	438,443	557,977	768,213

（単位：千円）

	第２期 （平成21年２月28日）	第３期 （平成22年２月28日）	第４期 （平成23年２月28日）
負債の部			
流動負債			
買掛金	28,367	26,657	7,854
１年内返済予定の長期借入金	15,996	15,996	15,996
未払金	※１　30,970	※１　45,513	109,748
未払法人税等	16,528	55,244	83,450
未払消費税等	10,042	11,819	21,917
預り金	4,598	4,288	3,784
その他	－	－	14,685
流動負債合計	106,504	159,518	257,435
固定負債			
長期借入金	61,338	45,342	29,346
固定負債合計	61,338	45,342	29,346
負債合計	167,842	204,860	286,781
純資産の部			
株主資本			
資本金	100,000	100,000	100,000
資本剰余金			
資本準備金	115,000	115,000	115,000
資本剰余金合計	115,000	115,000	115,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	55,601	138,117	289,596
利益剰余金合計	55,601	138,117	289,596
自己株式	－	－	△49,200
株主資本合計	270,601	353,117	455,396
新株予約権	－	－	26,035
純資産合計	270,601	353,117	481,431
負債純資産合計	438,443	557,977	768,213

2【損益計算書】

（単位：千円）

	第２期 （自平成20年３月１日 至平成21年２月28日）	第３期 （自平成21年３月１日 至平成22年２月28日）	第４期 （自平成22年３月１日 至平成23年２月28日）
売上高	668,460	898,449	1,167,326
売上原価	332,089	470,577	643,992
売上総利益	336,370	427,871	523,333
販売費及び一般管理費	※1 264,183	※1 283,012	※1 379,437
営業利益	72,186	144,858	143,895
営業外収益			
受取利息	3,201	2,327	1,941
受取還付金	1,438	－	－
雑収入	569	255	2,157
営業外収益合計	5,208	2,583	4,098
営業外費用			
支払利息	2,182	1,012	777
和解金	499	－	－
営業外費用合計	2,682	1,012	777
経常利益	74,712	146,430	147,217
特別利益			
受取和解金	－	－	106,820
特別利益合計	－	－	106,820
特別損失			
固定資産除却損	※2 2,040	－	※2 2,098
前期損益修正損	※3 3,471	－	－
特別損失合計	5,511	－	2,098
税引前当期純利益	69,200	146,430	251,939
法人税、住民税及び事業税	17,024	63,913	115,458
法人税等調整額	－	－	△14,997
法人税等合計	17,024	63,913	100,460
当期純利益	52,176	82,516	151,478

3【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第２期 （自平成20年３月１日 至平成21年２月28日）	第３期 （自平成21年３月１日 至平成22年２月28日）	第４期 （自平成22年３月１日 至平成23年２月28日）
株主資本			
資本金			
前期末残高	100,000	100,000	100,000
当期変動額			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	100,000	100,000	100,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	115,000	115,000	115,000
当期変動額			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	115,000	115,000	115,000
資本剰余金合計			
前期末残高	115,000	115,000	115,000
当期変動額			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	115,000	115,000	115,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	3,424	55,601	138,117
当期変動額			
当期純利益	52,176	82,516	151,478
当期変動額合計	52,176	82,516	151,478
当期末残高	55,601	138,117	289,596
利益剰余金合計			
前期末残高	3,424	55,601	138,117
当期変動額			
当期純利益	52,176	82,516	151,478
当期変動額合計	52,176	82,516	151,478
当期末残高	55,601	138,117	289,596

（単位：千円）

	第２期 （自平成20年３月１日 至平成21年２月28日）	第３期 （自平成21年３月１日 至平成22年２月28日）	第４期 （自平成22年３月１日 至平成23年２月28日）
自己株式			
前期末残高	－	－	－
当期変動額			
自己株式の取得	－	－	△49,200
当期変動額合計	－	－	△49,200
当期末残高	－	－	△49,200
株主資本合計			
前期末残高	218,424	270,601	353,117
当期変動額			
当期純利益	52,176	82,516	151,478
自己株式の取得	－	－	△49,200
当期変動額合計	52,176	82,516	102,278
当期末残高	270,601	353,117	455,396
新株予約権			
前期末残高	－	－	－
当期変動額			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	26,035
当期変動額合計	－	－	26,035
当期末残高	－	－	26,035
純資産合計			
前期末残高	218,424	270,601	353,117
当期変動額			
当期純利益	52,176	82,516	151,478
自己株式の取得	－	－	△49,200
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	26,035
当期変動額合計	52,176	82,516	128,313
当期末残高	270,601	353,117	481,431

【注記事項】

（重要な会計方針）

項目	第２期 （自　平成20年３月１日 至　平成21年２月28日）	第３期 （自　平成21年３月１日 至　平成22年２月28日）	第４期 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）
１．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	――――――	――――――
２．たな卸資産の評価基準及び評価方法	――――――	――――――	仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
３．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法によっております。ただし、建物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次の通りであります。 建物　10～23年 工具、器具及び備品　4～20年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。 (3)長期前払費用 均等償却によっております。	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左 (3)長期前払費用 同左	(1)有形固定資産 同左 (2)無形固定資産 同左 (3)長期前払費用 同左
４．引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度における引当金残高はありません。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
５．リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	――――――	――――――
６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

（会計方針の変更）

第２期 （自　平成20年３月１日 至　平成21年２月28日）	第３期 （自　平成21年３月１日 至　平成22年２月28日）	第4期 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）
―	（リース取引に関する会計基準等） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成５年６月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年３月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成６年１月18日（日本公認会計士協会　会計制度委員会）、平成19年３月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる、当事業年度の損益に与える影響はありません。	―

（追加情報）

第２期 （自　平成20年３月１日 至　平成21年２月28日）	第３期 （自　平成21年３月１日 至　平成22年２月28日）	第４期 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）
―	―	（税効果会計に係る会計基準） 従来、税効果会計を適用しておりませんでしたが、税引前当期純利益と法人税等を合理的に対応させるために、「税効果会計に係る会計基準」に従い、当事業年度より税効果会計を適用することに変更いたしました。 この変更に伴い、税効果会計を適用しない場合と比較し、繰延税金資産14,997千円（流動資産5,850千円、固定資産9,147千円）が新たに計上されております。

（貸借対照表関係）

第２期 （自　平成20年３月１日 至　平成21年２月28日）	第３期 （自　平成21年３月１日 至　平成22年２月28日）	第４期 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）
※１関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　9,135千円	※１関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金　12,285千円	―
―	２．保証債務 当社は、取引先である司法書士が行う登記業務の事務過誤等によって発生しうる金銭的負担を次の金額を上限として負担しております。 1,500,000千円 なお、上記金額のうち500,000千円については、AIU損害保険株式会社から司法書士に保険金が支払われる保険契約を締結しております。	２．保証債務 当社は、取引先である司法書士が行う登記業務の事務過誤等によって発生しうる金銭的負担を次の金額を上限として負担しております。 1,500,000千円 なお、上記金額のうち500,000千円については、AIU損害保険株式会社から司法書士に保険金が支払われる保険契約を締結しております。

（損益計算書関係）

第２期 （自　平成20年３月１日 至　平成21年２月28日）	第３期 （自　平成21年３月１日 至　平成22年２月28日）	第４期 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）
※１　販売費に属する費用のおおよその割合は12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は88%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬　35,190千円 給料及び手当　29,925 減価償却費　8,022 業務委託費　84,799 地代家賃　15,866 役務提供料　15,566	※１　販売費に属する費用のおおよその割合は8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は92%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬　21,600千円 給料及び手当　25,957 減価償却費　7,763 業務委託費　137,107	※１　販売費に属する費用のおおよその割合は7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は93%であります。 主要な費目及び金額は次のとおりであります。 役員報酬　39,900千円 給料及び手当　73,039 減価償却費　7,356 業務委託費　78,348 地代家賃　19,500 貸倒引当金繰入額　21,753 報酬手当　39,003
※２　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 建物　2,040千円	―	※２　固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 建物　2,098千円
※３　前期損益修正損の内容は、次のとおりであります。 過年度売掛金取消損　3,471千円	―	―

（株主資本等変動計算書関係）

第２期（自　平成20年３月１日　至　平成21年２月28日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,300	－	－	4,300

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

第３期（自　平成21年３月１日　至　平成22年２月28日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,300	－	－	4,300

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

第４期（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	4,300	－	－	4,300

２．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	－	600	－	600

（変動事由の概要）

臨時株主総会決議に基づく自己株式の取得による増加　　600株

３．新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	平成22年第１回新株予約権	普通株式	－	1,650	－	1,650	13,530
	平成22年第２回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成22年第３回新株予約権	普通株式	－	1,525	－	1,525	12,505
	平成22年第４回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
	平成23年第５回ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	3,175	－	3,175	26,035

（注）１．平成22年第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
平成22年第４回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
平成23年第５回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
２．平成22年第１回新株予約権及び平成22年第３回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。

４．配当に関する事項
該当事項はありません。

（リース取引関係）

<table>
<tr><th>第２期
（自　平成20年３月１日
至　平成21年２月28日）</th><th>第３期
（自　平成21年３月１日
至　平成22年２月28日）</th><th>第４期
（自　平成22年３月１日
至　平成23年２月28日）</th></tr>
<tr><td>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

ソフトウェア
<table><tr><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr><tr><td>16,620</td><td>2,843</td><td>13,777</td></tr></table>
２．未経過リース料期末残高相当額
１年内　5,934千円
１年超　8,821千円
合計　14,755千円

３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　3,047千円
減価償却費相当額　2,843千円
支払利息相当額　355千円

４．減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

５．利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。</td><td>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース開始日が平成21年２月28日以前の取引については通常の賃貸借取引にかかる方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

ソフトウェア
<table><tr><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr><tr><td>16,620</td><td>8,383</td><td>8,236</td></tr></table>
２．未経過リース料期末残高相当額
１年内　5,934千円
１年超　2,887千円
合計　8,821千円

３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　5,934千円
減価償却費相当額　5,540千円
支払利息相当額　516千円

４．減価償却費相当額の算定方法
同左

５．利息相当額の算定方法
同左</td><td>同左

１．リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

ソフトウェア
<table><tr><th>取得価額相当額（千円）</th><th>減価償却累計額相当額（千円）</th><th>期末残高相当額（千円）</th></tr><tr><td>16,620</td><td>13,923</td><td>2,696</td></tr></table>
２．未経過リース料期末残高相当額
１年内　2,887千円
１年超　－千円
合計　2,887千円

３．支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料　5,934千円
減価償却費相当額　5,540千円
支払利息相当額　266千円

４．減価償却費相当額の算定方法
同左

５．利息相当額の算定方法
同左</td></tr>
</table>

（金融商品関係）

第４期（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、関係会社長期貸付金及び長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、社内規程に沿ってリスクを低減しており、回収懸念先については、個別に進捗を把握し対応を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は１年以内の支払期日となっております。また、借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年２月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	306,329	306,329	－
(2) 売掛金	139,159	139,159	－
(3) 短期貸付金	24,800	24,800	－
(4) 未収入金	128,137	128,137	－
(5) 関係会社長期貸付金及び長期貸付金（1年内回収予定を含む）	42,945	43,120	174
(6) 長期未収入金	43,506		
貸倒引当金（※１）	△21,753		
	21,753	21,753	－
資産計	663,126	663,298	174
(1) 買掛金	7,854	7,854	－
(2) 未払金	109,748	109,748	－
(3) 未払法人税等	83,450	83,450	－
(4) 未払消費税等	21,917	21,917	－
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	45,342	45,340	△1
負債計	268,312	268,311	△1

（※１）長期未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1)　現金及び預金、(2)　売掛金、(3)　短期貸付金、(4)　未収入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)　関係会社長期貸付金及び長期貸付金（1年内回収予定を含む）

当社では、長期貸付金に時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、そ

の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)　長期未収入金

長期未収入金については、回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負　債

(1)　買掛金、(2)　未払金、(3)　未払法人税等、(4)　未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)　長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金（1年内返済予定を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
差入保証金（※１）	34,922

（※１）　差入保証金については、返還期限の見積りが困難なため、時価を把握することが困難と認められることから、上記表には含めておりません。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	306,329	－	－	－
売掛金	139,159	－	－	－
短期貸付金	24,800	－	－	－
未収入金	128,137	－	－	－
関係会社長期貸付金及び長期貸付金（1年内回収予定を含む）	17,510	25,435	－	－
長期未収入金	－	43,506	－	－
合計	615,937	68,941	－	－

４．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	15,996	29,346	－	－	－	－

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第２期（平成21年２月28日）

１．時価評価されてない有価証券

その他有価証券

内容	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	50

第３期（平成22年２月28日）

１．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成21年３月１日　至　平成22年２月28日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
50	―	―

第４期（平成23年２月28日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第２期（平成21年２月28日）

該当事項はありません。

第３期（平成22年２月28日）

該当事項はありません。

第４期（平成23年２月28日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第２期（自　平成20年３月１日　至　平成21年２月28日）

該当事項はありません。

第３期（自　平成21年３月１日　至　平成22年２月28日）

該当事項はありません。

第４期（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

第２期（自　平成20年３月１日　至　平成21年２月28日）

該当事項はありません。

第３期（自　平成21年３月１日　至　平成22年２月28日）

該当事項はありません。

第４期（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役３	当社従業員９
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　200	普通株式　240
付与日	平成22年10月15日	平成22年10月25日
権利確定条件	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自　平成24年10月16日 至　平成32年10月14日	自　平成24年10月26日 至　平成32年10月14日

	第５回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役２、当社従業員５
株式の種類及び付与数（株）	普通株式　140
付与日	平成23年２月16日
権利確定条件	１．権利行使時において、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。 ２．当社株式が証券取引所に株式公開していること。
対象勤務期間	対象期間の定めなし。
権利行使期間	自　平成25年２月17日 至　平成32年10月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
権利確定前		
前事業年度末（株）	－	－
付与（株）	200	240
失効（株）	－	－
権利確定（株）	－	－
未確定残（株）	200	240
権利確定後		
前事業年度末（株）	－	－
権利確定（株）	－	－
権利行使（株）	－	－
失効（株）	－	－
未行使残（株）	－	－

	第５回新株予約権
権利確定前	
前事業年度末（株）	－
付与（株）	140
失効（株）	－
権利確定（株）	－
未確定残（株）	140
権利確定後	
前事業年度末（株）	－
権利確定（株）	－
権利行使（株）	－
失効（株）	－
未行使残（株）	－

② 単価情報

	第２回新株予約権	第４回新株予約権
権利行使価格（円）	82,000	82,000
行使時平均株価（円）	－	－
付与日における公正な評価単価（円）	－	－

	第５回新株予約権
権利行使価格（円）	82,000
行使時平均株価（円）	－
付与日における公正な評価単価（円）	－

３．当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、純資産価額方式により算定しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額　50,647千円

②当事業年度末において権利行使された本源的価値の合計額　該当事項はありません。

（税効果会計関係）

第２期 （平成21年２月28日）	第３期 （平成22年２月28日）	第４期 （平成23年２月28日）
―	―	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （繰延税金資産） 未払事業税　7,568千円 貸倒引当金　9,147　〃 繰延税金資産合計　16,715千円 （繰延税金負債） 仕掛品　1,717千円 繰延税金負債合計　1,717　〃 繰延税金資産純額　14,997千円 繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。 流動資産－繰延税金資産5,850千円 固定資産－繰延税金資産9,147千円 ２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因になった主な項目別の内訳 法定実効税率　42.1% （調整） 評価性引当額の減少　△2.0〃 その他　△0.2〃 税効果会計適用後の法人税等の負担率　39.9%

（持分法損益等）

第２期（自平成20年３月１日　至平成21年２月28日）

該当事項はありません。

第３期（自平成21年３月１日　至平成22年２月28日）

該当事項はありません。

第４期（自平成22年３月１日　至平成23年２月28日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

第２期（自平成20年３月１日　至平成21年２月28日）

該当事項はありません。

第３期（自平成21年３月１日　至平成22年２月28日）

該当事項はありません。

第４期（自平成22年３月１日　至平成23年２月28日）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

第４期（自　平成22年３月１日　至　平成23年２月28日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号　平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号　平成20年11月28日）を適用しております。

【関連当事者情報】

第２期（自平成20年３月１日　至平成21年２月28日）

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	有限会社中央ホールディングス	東京都中央区	3,000	取引事業者から委託を受けてなすエスクロー事業	（被所有）直接 60.9	兼任２名	資金の貸付 経理財務及び人事労務業務の委託	資金の回収	4,422	１年内回収予定の関係会社長期貸付金	10,840
										関係会社長期貸付金	32,737
								経理財務及び人事労務業務の委託	78,300	未払金	9,135
	株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区	50,000	不動産鑑定業	―	兼任１名	資金の貸付	資金の回収	30,000	―	―
役員	本間英明	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 8.8	―	―	金融機関からの借入に対する連帯保証	77,334	―	―

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

（２）業務委託料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．有限会社中央ホールディングスは当社の代表取締役社長である本間英明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。株式会社中央グループは有限会社中央ホールディングスが議決権の100%を直接保有しております。

３．当社の金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長本間英明は連帯保証人として個人保証を行っております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

４．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

第３期（自平成21年３月１日　至平成22年２月28日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号　平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号　平成18年10月17日）を適用しております。これによる開示対象範囲の変更はありません。

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社中央グループホールディングス	東京都中央区	100,000	取引事業者から委託を受けてなすエスクロー事業	（被所有）直接 60.9	役員の兼任資金の貸付経理財務及び人事労務業務の委託	資金の回収	10,840	１年内回収予定の関係会社長期貸付金	11,170
									関係会社長期貸付金	21,566
							経理財務及び人事労務業務の委託	131,400	未払金	12,285
役員	本間英明	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 8.8	―	金融機関からの借入に対する連帯保証	61,338	―	―
							資金の貸付	52,510		
							資金の回収	52,510		

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

（２）業務委託料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．株式会社中央グループホールディングスは当社の代表取締役社長である本間英明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。

３．当社の金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長本間英明は連帯保証人として個人保証を行っております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

４．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

５．有限会社中央ホールディングスは、平成21年６月５日を効力発生日として増資を行っております。

６．有限会社中央ホールディングスは、平成21年６月５日をもって株式会社中央グループホールディングスに商号変更しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社中央グループホールディングス（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

第４期（自平成22年３月１日　至平成23年２月28日）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	株式会社中央グループホールディングス	東京都中央区	100,000	取引事業者から委託を受けてなすエスクロー事業	（被所有）直接 70.8	役員の兼任資金の貸付経理財務及び人事労務業務の委託	資金の回収	11,170	１年内回収予定の関係会社長期貸付金	11,510
									関係会社長期貸付金	10,055
							経理財務及び人事労務業務の委託	72,000	未払金	6,300
	株式会社中央グループ	新潟県新潟市中央区	50,000	不動産鑑定業	―	役員の兼任資金の貸付	資金の貸付	39,800	短期貸付金	24,800
							資金の回収	15,000		
役員	本間英明	―	―	当社代表取締役	（被所有）直接 7.6	―	金融機関からの借入に対する連帯保証	45,342	―	―

（注）１．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

（２）業務委託料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。

２．株式会社中央グループホールディングスは当社の代表取締役社長である本間英明の近親者が議決権の100%を直接保有しております。株式会社中央グループは株式会社中央ホールディングスが議決権の100%を直接保有しております。

３．当社の金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長本間英明は連帯保証人として個人保証を行っております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

４．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

株式会社中央グループホールディングス（非上場）

（２）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第２期 （自　平成20年３月１日 至　平成21年２月28日）	第３期 （自　平成21年３月１日 至　平成22年２月28日）	第４期 （自　平成22年３月１日 至　平成23年２月28日）
１株当たり純資産額　62,930.51円 １株当たり当期純利益金額　12,134.04円	１株当たり純資産額　82,120.37円 １株当たり当期純利益金額　19,189.87円	１株当たり純資産額　123,080.12円 １株当たり当期純利益金額　37,025.16円
（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

１．１株当たり純資産額の算定上の基礎

	第２期 （平成21年２月28日）	第３期 （平成22年２月28日）	第４期 （平成23年２月28日）
貸借対照表の純資産部の合計額（千円）	270,601	353,117	481,431
普通株式に係る純資産額（千円）	270,601	353,117	455,396
差額の主な内訳（千円） 新株予約権	－	－	26,035
普通株式の発行済株式数（株）	4,300	4,300	4,300
普通株式の自己株式数（株）	－	－	600
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数（株）	4,300	4,300	3,700

２．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	第２期 （自平成20年３月１日 至平成21年２月28日）	第３期 （自平成21年３月１日 至平成22年２月28日）	第４期 （自平成22年３月１日 至平成23年２月28日）
当期純利益（千円）	52,176	82,516	151,478
普通株式に係る当期純利益（千円）	52,176	82,516	151,478
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－	－
期中平均株式数（株）	4,300	4,300	4,091
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－	新株予約権５種類（新株予約権の数3,755個）。これらの詳細は、「第４提出会社の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

第２期（自平成20年３月１日　至平成21年２月28日）

該当事項はありません。

第３期（自平成21年３月１日　至平成22年２月28日）

該当事項はありません。

第４期（自平成22年３月１日　至平成23年２月28日）

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成23年６月20日	千原一成	大阪府和泉市	特別利害関係者等（大株主上位10名）	㈱ケーシー・プラン代表取締役社長千原一成	大阪府大阪市西区西本町一丁目８番２号	－	500	41,000,000（82,000）（注）４	所有者の事情による
平成24年２月20日	㈱中央グループホールディングス代表取締役本間みつ江	東京都中央区日本橋富沢町８番１２号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	りそなキャピタル２号投資事業組合業務執行組合員りそなキャピタル㈱代表取締役社長嶋田昌美	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番５号エスエフ茅場町ビル	特別利害関係者等（大株主上位10名）	200	33,800,000（169,000）（注）４	移動後所有者の要請による
平成26年１月30日	－	－	－	本間　英明	新潟県新潟市中央区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役）	2,000	164,000,000（82,000）（注）５	新株予約権の権利行使
平成26年１月30日	－	－	－	本間　大貴	東京都中央区	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役の二親等内の血族）	500	41,000,000（82,000）（注）５	新株予約権の権利行使
平成26年１月30日	－	－	－	㈱ケーシー・プラン代表取締役社長千原一成	大阪府大阪市西区西本町一丁目８番２号	特別利害関係者等（大株主上位10名）	500	41,000,000（82,000）（注）５	新株予約権の権利行使
平成26年１月30日	－	－	－	廣島　利邦	新潟県新潟市西区	特別利害関係者等（大株主上位10名）	100	8,200,000（82,000）（注）５	新株予約権の権利行使

（注）１．当社は、東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下において同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成23年３月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第229条の３第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ｉの部）」に記載することとされております。

２．当社は、同取引所が定める同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するとされております。また当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社

４．移動価格算定方法は次のとおりです。

類似会社比較方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しました。

５．移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。

６．平成26年１月14日開催の取締役会決議により、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成24年１月19日
種類	第６回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数　（注）４	普通株式 154株
発行価格	169,000円（注）３
資本組入額	84,500円
発行価額の総額	26,026,000円
資本組入額の総額	13,013,000円
発行方法	平成23年11月８日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）２

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等及びその期間については、以下のとおりであります。

（１）同取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

（２）新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときには、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

（３）当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成25年２月28日であります。

２．同取引所の定める同施行規則第259条第１項第１号の規定に基づき、当社は、新株予約権の割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けて新株予約権を、原則として、割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

３．発行価格は、類似会社比較方式により算定された価格を基礎として決定しております。

４．発行した新株予約権について20株は７名の退職により失権しております。

５．新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権
行使時の払込金額	１株につき169,000円
行使期間	平成26年１月20日から 平成33年１月19日まで
行使の条件	ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。 ⅱ　新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。 ⅲ　新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。 ⅳ　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。 ⅴ　新株予約権者は、株式公開される前は新株予約権を行使することができないものとする。 ⅵ　新株予約権者は、以下の期間ごとに、以下に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。 （ⅰ）株式公開日と割当日より2年を経過した日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）から1年を経過する日までは、割当数の2分の1を上限として行使することができる。 （ⅱ）権利行使開始日から1年を経過した日の翌日から平成32年10月14日までは、割当数から（ⅰ）で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

６．平成26年１月14日開催の取締役会決議により、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容で記載しております。

２【取得者の概況】

新株予約権の付与（ストック・オプション）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
森　兼吉	千葉県松戸市	会社役員	20	3,380,000 (169,000)	特別利害関係者等（当社の監査役）
城野　鉄平	千葉県松戸市	会社員	20	3,380,000 (169,000)	当社の従業員
成宮　正一郎	東京都江東区	会社員	10	1,690,000 (169,000)	当社の従業員
浅井　健吾	東京都北区	会社員	10	1,690,000 (169,000)	当社の従業員
森　豊	東京都世田谷区	会社員	10	1,690,000 (169,000)	当社の従業員
道野　清	埼玉県さいたま市岩槻区	会社員	10	1,690,000 (169,000)	当社の従業員
宇多　健太郎	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	5	845,000 (169,000)	当社の従業員
西室　太郎	東京都中野区	会社員	5	845,000 (169,000)	当社の従業員
越智　万里子	東京都世田谷区	会社員	5	845,000 (169,000)	当社の従業員
高萩　由美子	東京都板橋区	会社員	5	845,000 (169,000)	当社の従業員
赤木　雅史	東京都大田区	会社員	4	676,000 (169,000)	当社の従業員
釘宮　文	神奈川県川崎市麻生区	会社員	3	507,000 (169,000)	当社の従業員
湯沢　武志	東京都板橋区	会社員	3	507,000 (169,000)	当社の従業員
猪飼　光雄	東京都杉並区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
平田　涼子	神奈川県横浜市都筑区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
岡野　拓也	千葉県山武郡大網白里町	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
山田　慶樹	埼玉県さいたま市大宮区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
菊池　新	千葉県柏市	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
筒井　克典	東京都北区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
宮下　貴志	神奈川県横浜市中区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
武藤　信寛	東京都町田市	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
牛迫　真琴	東京都品川区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
中村　まゆみ	埼玉県さいたま市中央区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
川端　ミカ	千葉県松戸市	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員
米田　浩久	東京都葛飾区	会社員	2	338,000 (169,000)	当社の従業員

（注）１．取得者と提出会社との関係は、ストック・オプション付与時点における関係であります。
２．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
３．平成26年１月14日開催の取締役会決議により、平成26年１月31日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記の割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社中央グループホールディングス ※１，３	東京都中央区日本橋富沢町８番12号	242,000	30.20
本間　英明 ※１，２	新潟県新潟市中央区	228,000	28.45
株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン	東京都中央区八重洲二丁目２番１号ダイヤ八重洲口ビル４階	60,000	7.49
本間　大貴 ※１，６，８	東京都中央区	50,000	6.24
株式会社TSインベスター ※１	大阪府堺市堺区八千代通３番４号	50,000	6.24
株式会社ケーシー・プラン ※１	大阪府大阪市西区西本町一丁目８番２号	50,000	6.24
久保内　隆 ※１，４	千葉県松戸市	23,000 (13,000)	2.87 (1.62)
りそなキャピタル２号投資事業組合 業務執行組合員 りそなキャピタル㈱ ※１，７	東京都中央区日本橋茅場町一丁目10番５号エスエフ茅場町ビル	20,000	2.50
千原　啓子 ※１	大阪府和泉市	10,000	1.25
千原　一成 ※１	大阪府和泉市	10,000	1.25
廣島　利邦 ※１	新潟県新潟市西区	10,000	1.25
漆原　達弥 ※４	東京都中野区	6,500 (6,500)	0.81 (0.81)
高野　一	新潟県新潟市秋葉区	5,000	0.62
成宮　正一郎 ※８	東京都江東区	4,000 (4,000)	0.50 (0.50)
西室　太郎 ※８	東京都中野区	3,500 (3,500)	0.44 (0.44)
浅井　健吾 ※８	東京都北区	3,500 (3,500)	0.44 (0.44)
宇多　健太郎 ※８	神奈川県横浜市戸塚区	3,000 (3,000)	0.37 (0.37)
石倉　丈久	新潟県新潟市西区	2,500	0.31
山崎　崇 ※８	神奈川県横浜市南区	2,500 (2,500)	0.31 (0.31)
森　兼吉 ※５	千葉県松戸市	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
外山　健一 ※８	埼玉県川口市	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
関澤　俊洋 ※８	東京都練馬区	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
伊藤　芳幸 ※８	大阪府和泉市	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
城野　鉄平 ※８	千葉県松戸市	2,000 (2,000)	0.25 (0.25)
金井　敬太 ※８	東京都大田区	1,500 (1,500)	0.19 (0.19)
道野　清 ※８	埼玉県さいたま市岩槻区	1,000 (1,000)	0.12 (0.12)
森　豊 ※８	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.12 (0.12)
所有株式数500株の株主２名 ※８	－	1,000 (1,000)	0.12 (0.12)
所有株式数400株の株主１名 ※８	－	400 (400)	0.05 (0.05)
所有株式数300株の株主２名 ※８	－	600 (600)	0.07 (0.07)
所有株式数200株の株主12名 ※８	－	2,400 (2,400)	0.30 (0.30)
計	－	801,400 (53,900)	100.00 (6.73)

（注）１．「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

１.特別利害関係者等（大株主上位10名）

２.特別利害関係者等（当社代表取締役社長）

３.特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

４.特別利害関係者等（当社取締役）

５.特別利害関係者等（当社監査役）

６.特別利害関係者等（当社代表取締役社長の二親等内の血族）

７.特別利害関係者等（金融商品取引業者等）

８.当社従業員

２．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

３．（　　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成26年2月19日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　園田博之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮下卓士

当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第216条の2第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成24年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成26年2月19日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　園田博之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮下卓士

当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第216条の２第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成24年３月１日から平成25年２月28日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成25年２月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年２月19日

株式会社エスクロー・エージェント・ジャパン
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　園田博之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮下卓士

当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第216条の２第６項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成25年３月１日から平成26年２月28日までの第７期事業年度の第３四半期会計期間（平成25年９月１日から平成25年11月30日まで）及び第３四半期累計期間（平成25年３月１日から平成25年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エスクロー・エージェント・ジャパンの平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第３四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上